

# 私立学校関係事務の手引き

—— 第三次改訂版 ——

令和4年4月

静岡県スポーツ・文化観光部  
総合教育局私学振興課

# 目 次

様式番号	様式名	頁番号
<b>I 学校法人編</b>		
1	寄附行為認可申請書	1
作成例1の1	学校法人設立発起人会決議録	3
様式1の1	設立代表者権限証明書	4
様式1の2	学校法人の役員等組織	5
2	寄附行為変更認可申請書	6
別紙1	寄附行為変更の条項及び理由(作成例)	8
別紙2	寄附行為新旧対照表(作成例)	9
3	寄附行為変更届	10
4	学校法人解散認可(認定)申請書	11
作成例4の1	残余財産の処分に関する事項を記載した書類	12
作成例4の2	残余財産寄付申込書	13
作成例4の3	寄付受納確約書	13
5	学校法人合併認可申請書	14
6	学校法人組織変更認可申請書	16
別紙1	寄附行為変更の条項及び理由(作成例)	17
別紙2	寄附行為新旧対照表(作成例)	18
7	理事変更届	19
8	監事変更届	20
8の1	役員新旧対照表	21
9	理事長変更届	22
10	登記完了届	23
11	学校法人解散届	24
12	清算人就職届	24
13	学校法人解散登記完了届	25
14	清算結了届	25
14の1	清算書	26
15	学校法人清算結了登記完了届	26
16	仮理事選任請求書	27
17	理事長職務代理等開始届	28
18	理事長職務代理等終了届	29
<b>II 学校編</b>		
1	学校設置認可申請書	31
1の1	設置要項	33
2	学校廃止認可申請書	34
2の1	廃止要項	35
3	学校設置者変更認可申請書	36
3の1	設置者変更要項	39

様式番号	様式名	頁番号
4	学科設置認可申請書	40
5	学科廃止認可申請書	42
6	課程設置認可申請書	43
7	課程廃止認可申請書	44
8	目的変更認可申請書	45
8の1	目的変更要項	47
9	収容定員にかかる学則変更認可申請書	48
9の1	変更要項	49
10	目的変更届	50
11	名称変更届	51
12	位置変更届	52
13	学則変更届(小・中・高等学校用)	54
14	園則変更届(幼稚園用)	55
14の1	変更予定年度及び前年度の収支予算計算書(予算書)の状況	57
15	学則変更届(専修学校・各種学校用)	58
15の1	変更予定年度及び前年度の収支予算計算書(予算書)の状況	61
16	経費の見積り及び維持方法の変更届	62
17	校地校舎等に関する権利の取得(処分)届	63
17の1	資金計画書	65
18	校地校舎等の用途変更届	66
19	校舎等の新築(改築・増築)届	67
19の1	校舎等建築計画概要書	68
20	二部授業実施届	69
21	専攻科(別科)の設置届	70
22	専攻科(別科)の廃止届	72
23	校長採用届	73
24	校長解職届	74
25	臨時休業等実施報告書	75
26	募集停止報告書	76
27	授業停止届	77
28	災害による被害状況報告	78
28の1	私立学校等被害情報	79
29	生徒事故・事件報告書	80
30	海外修学旅行実施届	81
別紙	海外修学旅行実施計画書	81
31	学校学生生徒旅客運賃割引証交付願	82
32	学校設置計画書	83
<b>Ⅲ 【添付様式】 編</b>		
1	寄附行為	85
2	学則(高等学校)	96

様式番号	様式名	頁番号
3	園則	105
4	学則(専修学校)	108
5	(1) 理事会議事録	115
	(2) 評議員会議事録	116
6	就任承諾書(法人設立)	117
7	役員就任承諾書	118
8	役員退任書	118
9	履歴書	119
10	誓約書	120
11	宣誓書(役員)	121
12	宣誓書(監事)	122
13	学校医の就任承諾書	123
14	財産目録	124
15	寄付申込書	127
16	預金証明書	128
17	価格評価書	129
18	収支予算書(決算書)	131
19	創立費調書	137
20	負債償還計画書	138
21	貸借対照表	139
22	(その1)施設・設備調書	141
	(その2)施設・設備調書	144
23	園舎明細表、校舎明細表	146
24	学級編制表	148
25	教職員組織表	150
26	教職員名簿	151
27	人件費内訳表	152
28	教職員別担当時間数表	153
<b>IV 【証明願】編</b>		
1	証明願(登録免許税)	155
2	特定公益増進法人であることの証明申請書	157
2の1	特定公益増進法人に係る寄付金募集実績報告書	158
	(様式例)寄付金募集実績報告書	159
3	租税特別措置法施行令に掲げる法人であることの証明申請書	160
3の1	(様式例)贈与財産の概要	161
4	税額控除に係る証明申請書	162
5	証明願(認可)	168
6	証明願(学則)	169
<b>V 【その他】</b>		
1	納付金引き上げに係る事前説明(小中高)	171

# I 学 校 法 人 編



年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

設置代表者名 氏 名

〈注①〉

## 学校法人〇〇学園寄附行為認可申請書

学校法人〇〇学園を設立したいので、私立学校法第30条第1項〈注②〉の規定により、関係書類を添えて寄附行為の認可を申請します。

### [添付書類]

- 1 学校法人〇〇学園寄附行為
- 2 設立趣意書〈注③〉
- 3 設立発起人会議事録の写し
- 4 設立代表者を定めたときは、その権限を証する書類（I 様式1の1）〈注④〉
- 5 学校法人の役員等組織（I 様式1の2）
- 6 役員の就任承諾書（Ⅲ 作成例7）、履歴書（Ⅲ 作成例9）及び誓約書（Ⅲ 作成例10）
- 7 設立者の履歴書（Ⅲ 作成例9）及び誓約書（Ⅲ 作成例10）
- 8 財産目録（Ⅲ 作成例14）
- 9 寄付申込書の写し
- 10 設置する私立学校の位置及び校（園）地の状況を明らかにする図面（注⑤）並びに校（園）舎その他の建物の配置図及び平面図
- 11 不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等（注⑥）及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 12 不動産その他の主たる財産についての価格評価書（Ⅲ 作成例17）
- 13 設立後3年間の事業計画書（注⑦）及び収支予算書（Ⅲ 作成例18）
- 14 創立費調書（Ⅲ 作成例19）
- 15 負債償還計画書（Ⅲ 作成例20）
- 16 宣誓書（役員）（Ⅲ 作成例11）
- 17 宣誓書（監事）（Ⅲ 作成例12）

## I 様式1

〈注〉

### 1 提出部数2部

- ① 専修・各種学校のみを設置する場合は「私立学校法第64条第5項において準用する同法第30条第1項」とすること。
- ② 学校法人設立の動機、目的、経緯及び建学の理念等を具体的に記載すること。
- ③ 設立発起人会において、設立決議と同時に設立代表者の選任も行った場合には、代表者の権限を証する書類は必要ではなく、設立発起人会決議録の写しがあれば足りる。
- ④ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。
- ⑤ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
  - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
  - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
  - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
  - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し
- ⑥ 設立後3年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。



## 学校法人〇〇学園設立発起人会決議録

1 日 時

2 開催場所

3 設立発起人氏名           〇〇〇〇    〇〇〇〇    〇〇〇〇  
                                  〇〇〇〇    〇〇〇〇    〇〇〇〇

4 議 案

- (1) 学校法人〇〇学園の設立及びこれに伴う〇〇学校の設置について
- (2) 設立代表者の選任について
- (3) 寄附受領について
- (4) 設立当初役員の選任について

5 議事の経過及びその結果

〇時〇分互選により〇〇〇〇氏議長となり、学校法人〇〇学園設立について意見を述べた後、開会を宣して議案の審議にはいった。

第1号議案 学校法人〇〇学園の設立及びこれに伴う〇〇学校の設置について

〇〇〇〇氏から、寄附行為案を示して意見が述べられ、ついで審議に入ったが、2、3の質問の後、全員異議なく可決した。

第2号議案 設立代表者の選任について

互選の結果〇〇〇〇氏を設立代表者と定め、学校法人設立に関する一切の権限を委任することを可決決定した。

第3号議案 寄附受領について

〇〇〇〇氏からの寄附申込みの物件は、これを受領することに全員異議なく決定した。

第4号議案 設立当初役員の選任について

次の者を設立当初の役員に選任し、全員異議なく就任することを承諾した。

理事（理事長） 〇〇〇〇

理事                   〇〇〇〇

                                  :

監事                   〇〇〇〇

監事                   〇〇〇〇

よって、議長は、議事終了の旨を述べて〇時〇分閉会を宣した。

年    月    日

設立発起人

氏    名    印（実印）

氏    名    印（実印）

                                  :

(注)

- 1 設立発起人会決議録には、設立発起人全員が自署の上押印し、印鑑登録証明書を添付すること。
- 2 設立発起人会決議録の写しには、設立代表者の原本証明をすること。

## 設立代表者権限証明書

住 所

氏 名

上記の者は、学校法人〇〇学園設立代表者に選任され、設立に関する一切の権限を委任された者であることを証明します。

年 月 日

設立者 氏 名 印 (実印)

設立者 氏 名 印 (実印)

：

：

(注) 設立者全員が自署の上、押印すること。

## 学校法人の役員等組織

## 1 役員等定数

理 事   ○ 人   監 事   ○ 人

## 2 役員等一覧

職 名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 齢	最終学歴	職 業	常勤・ 非常勤の別	備 考
理 事 (理事長)							
理 事							
理 事							
理 事							
理 事							
理 事							
～							
監 事							
監 事							
～							

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長 氏 名

## 学校法人〇〇学園寄附行為変更認可申請書

学校法人〇〇学園の寄附行為を別紙のとおり変更したいので、私立学校法第45条第1項(注①)の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

### [添付書類]

#### A 学校設置、課程設置、学科設置、収益事業開設の場合

- 1 寄附行為(変更前、変更後)
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し(抄本の場合は、原本証明を付すること。)
- 3 財産目録(Ⅲ 作成例14)
- 4 申請年度の前年度の財産目録(Ⅲ 作成例14)
- 5 設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面(注②)並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 6 設置する学校、課程、学科又は開始する収益事業に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等(注③)及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 7 設置する学校、課程、学科又は開始する収益事業に係る不動産その他の主たる財産についての価格評価書(Ⅲ 作成例17)
- 8 申請年度の収支予算書(Ⅲ 作成例18)
- 9 寄附行為変更後3年間の事業計画書(注④)及び収支予算書(Ⅲ 作成例18)(注⑤)
- 10 創立費調書(Ⅲ 作成例19)
- 11 負債償還計画書(Ⅲ 作成例20)
- 12 申請年度の前年度の貸借対照表(Ⅲ 作成例21)及び収支決算書(Ⅲ 作成例18)

#### B 学校廃止、課程廃止、学科廃止、収益事業廃止の場合

- 1, 2 Aの場合と同じ
- 3 廃止する学校(課程、学科、収益事業)に係る財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 廃止後における財産目録(Ⅲ 作成例14)

## I 様式2

5 寄附行為変更後2年間の事業計画書(注④)及び収支予算書(Ⅲ 作成例18)(注⑤)

C 私立学校又は私立学校の課程、学科を、その目的及び位置並びに職員組織、施設及び設備の現状を変更することなく、他の私立学校又は課程、学科とする場合

1～4 Aの場合と同じ

D その他の場合

1, 2 Aの場合と同じ

(注)

### 1 提出部数2部

- ① 専修・各種学校のみを設置する法人の場合は「私立学校法第64条第5項において準用する同法第45条第1項」とすること。
- ② 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。
- ③ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
  - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
  - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書(若しくは寄付申込書)の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
  - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
  - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し
- ④ 設立後3年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。
- ⑤ 「寄附行為変更後2年間」とは、寄附行為変更認可申請年度の翌年度及び翌々年度の2ヵ年をいう。

## 寄附行為変更の条項及び理由（作成例）

当法人は、従来、〇〇高等学校を運営してきたが、今回新たに〇〇中学校を設置することになったので、これに伴い、寄附行為を次のとおり変更する。

- 1 第4条中、第2号として次の1号を加える。

〇〇中学校

理由 . . . . .

- 2 第6条第1項第1号中、「理事6人」を「理事7人」に改める。

理由 . . . . .

- 3 第7条第1項第3号中、「3人」を「4人」に改める。

理由 . . . . .

- 4 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（ 年 月 日）から施行する。

## 寄附行為新旧対照表（作成例）

旧 条 項	新 条 項
<p><b>（設置する学校）</b>            第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。                〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科</p> <p><b>（役員）</b>            第6条 この法人に、次の役員を置く。            (1) 理事 <u>6人</u>            (2) 監事 2人            2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。</p> <p><b>（役員を選任）</b>            第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。            (1) 〇〇高等学校の校長            (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人            (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 <u>3人</u>            2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>	<p><b>（設置する学校）</b>            第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。            (1) 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科  <u>(2) 〇〇中学校</u></p> <p><b>（役員）</b>            第6条 この法人に、次の役員を置く。            (3) 理事 <u>7人</u>            (4) 監事 2人            2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。</p> <p><b>（役員を選任）</b>            第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。            (1) 〇〇高等学校の校長            (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人            (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 <u>4人</u>            2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>附 則            この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（ 年 月 日）から施行する。</p>

(注)

1 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書又は朱で下線を引き明示すること。

2 寄附行為の全体について変更するときは、省略できる。

ただし、添付する変更前、変更後の寄附行為において、変更箇所を朱書又は朱で下線を引き明示すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
学校法人名  
理 事 長 氏 名

## 学校法人〇〇学園寄附行為変更届

学校法人〇〇学園の寄附行為を変更したので、私立学校法第45条第2項（注①）の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更する理由
- 2 変更時期

### [添付書類]

- 1 変更後の寄附行為
- 2 寄附行為変更条項の新旧対照表
- 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（注②）
- 4 学校法人の登記事項証明書
- 5 住居表示変更証明書の写し（注③）

（注）

- ① 専修・各種学校のみを設置する法人の場合は「私立学校法第64条第5項において準用する同法第45条第2項」とすること。
- ② 寄附行為の変更の理由が住居表示の実施又は市町の合併による住居表示の変更である場合は省略できる。
- ③ 寄附行為の変更の理由が住居表示の実施又は市町の合併による住居表示の変更である場合のみ添付する。

### ● 寄附行為変更届を提出する場合は？

- 1 学校及び課程の設置廃止を伴わない学校、専修学校及び各種学校の名称の変更
- 2 事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴う場合を除く。）
- 3 公告の方法の変更



年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長 氏 名

## 学校法人〇〇学園解散認可（認定）申請書

学校法人〇〇学園を下記の事由により解散したいので、私立学校法第50条第2項（注①）の規定により認可（認定）を受けたく、関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 解散の事由

#### [添付書類]

- 1 解散の理由書
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 3 財産目録（Ⅲ 作成例 14）
- 4 不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等<注②>及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 5 過去2年間の収支決算書（Ⅲ 作成例 18）及び貸借対照表（Ⅲ 作成例 21）
- 6 申請年度の収支予算書（Ⅲ 作成例 18）
- 7 残余財産の処分に関する事項を記載した書類（I 様式4の1）
- 8 残余財産寄附申込書の写し及び寄附受納確約書の写し
- 9 寄附行為
- 10 学校法人の登記簿謄本

#### (注)

- 1 提出部数2部
  - 2 私立学校法第50条第1項第1号による解散のときは「認可」、第3号によるときは「認定」の申請をすること。
- ① 専修・各種学校の場合は「私立学校法第64条第5項で準用する同法第50条第2項」とすること。

I 様式4

② 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。

- ア 土地及び家屋の登記簿謄本
- イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
- ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
- エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し

○ 学校法人の解散には、以下の事由があります。（私立学校法第50条）

区分	解散の事由	手続
1号	理事の3分の2以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決	解散認可申請
2号	寄附行為に定めた解散事由の発生	届出
3号	目的たる事業の成功の不能	解散認定申請
4号	学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人との合併	合併認可申請
5号	破産手続開始の決定	届出
6号	私立学校法第62条第1項の規定による所轄庁の解散命令	知事の解散命令

I 様式4の1

### 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

- 1 資産総額 円  
(内訳は別紙財産目録（様式1の4）のとおり)
  
- 2 解散及び清算諸費（予定額）
  - (1) 解散事務費 円
  - (2) 借入金等の返済 円
  - (3) 未払金の清算 円
  
- 3 差引残余財産の額（予定額） 円
  
- 4 残余財産の処分方法

(注) 残余財産の処分方法については、『残余財産は全額、〇〇に寄付する。』などのように記載すること。

I 作成例 4 の 2

		年 月 日
○ ○ ○ ○ 様	所在地	
	学校法人名	
	理事長	氏 名
<b>残余財産寄付申込書</b>		
<p>当法人は、 年 月 日開催した理事会及び評議員会において、法人を解散し、これに伴う残余財産は、○○○○に寄付することを議決しました。</p> <p>なお、清算終了のうえ当該財産を寄付しますので、受納くださるよう申し込みます。</p>		
記		
残余財産（寄附予定額）		円

(注) 寄付先は、寄附行為に定めるところにより選定された者とする事。

I 作成例 4 の 3

		年 月 日
学校法人 ○○学園		
理事長 ○ ○ ○ ○ 様		
	受納者	氏 名
<b>寄付受納確約書</b>		
<p>年 月 日付けで申込みのありました貴法人の解散に伴う残余財産に係る寄付については、清算終了のときに受領し、○○の教育事業に充てることを確約いたします。</p>		

(注) 寄付受納者は、寄附行為に定めるところにより選定された者とする事。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長  
〔合併事務担当者 〕  
所在地  
学校法人名  
理事長  
〔合併事務担当者 〕

〈注①〉

## 学校法人合併認可申請書

学校法人〇〇学園と学校法人〇〇学園を合併したいので、〔学校法人〇〇学園と学校法人〇〇学園を合併し、新たに学校法人〇〇学園を設立したいので〕、私立学校法第52条第2項〈注②〉の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

### 〔添付書類〕

- 1 合併理由書
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 3 合併により学校法人を設立する場合には、申請者が私立学校法第55条の規定により選任されたものであることを証する書類
- 4 合併契約書
- 5 合併前の各学校法人の次の書類
  - (1) 寄附行為
  - (2) 財産目録（Ⅲ 作成例14）
  - (3) 設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面（注③）並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
  - (4) 不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等（注④）及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
  - (5) 不動産その他の主なる財産についての価格評価書（Ⅲ 作成例17）
  - (6) 申請年度の収支予算書（Ⅲ 作成例18）

## I 様式5

<p>(7) 貸借対照表 (Ⅲ 作成例 21)</p> <p>(8) 登記簿謄本</p> <p>6 合併後存続する学校法人 (合併によって設立する学校法人) の次の書類</p> <p>(1) 寄附行為</p> <p>(2) 合併後 3 年間の事業計画書 (注⑤) 及び収支予算書 (Ⅲ 作成例 18) (注⑥)</p> <p>(3) 負債償還計画書 (Ⅲ 作成例 20)</p> <p>(4) 学校法人の役員等組織 (I 様式 1 の 2)</p> <p>(5) 役員の就任承諾書 (Ⅲ 作成例 7)、履歴書及び誓約書 (Ⅲ 作成例 10) (合併後存続する学校法人については、新たに役員に就任する者のみ)</p> <p>(6) 宣誓書 (役員) (Ⅲ 作成例 11)</p> <p>(7) 宣誓書 (監事) (Ⅲ 作成例 12)</p> <p>(8) 設置する私立学校の学則</p>
--

### 〈注〉

1 提出部数 2 部

2 [ ] 内は、合併後、新たに学校法人を設立する場合の様式である。

- ① 申請者の合併事務担当者とは、私立学校法第 55 条に基づき選任された者をいう。
- ② 専修・各種学校の場合は、「私立学校法第 64 条第 5 項で準用する同法第 52 条第 2 項」とすること。
- ③ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。
- ④ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
  - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
  - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書 (若しくは寄付申込書) の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
  - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
  - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し
- ⑤ 合併後 3 年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。
- ⑥ 「合併後 3 年間」とは、合併認可申請年度の翌年度及び翌々年度及び翌々々年度の 3 か年をいう。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
学校法人名  
理事長 氏 名

## 学校法人〇〇学園組織変更認可申請書 (注①)

学校法人〇〇学園の寄附行為を別紙のとおり変更し、学校法人(注①)の組織を変更したいので、私立学校法第64条第6項及び同法施行規則第9条の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

### [添付書類]

- 1 寄附行為(変更前、変更後)
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 3 財産目録(Ⅲ 作成例14)
- 4 申請年度の前年度の財産目録(Ⅲ 作成例14)
- 5 設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面(注②)並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- 6 不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等(注③)及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 7 不動産その他の主たる財産についての価格評価書(Ⅲ 作成例17)
- 8 申請年度の収支予算書(Ⅲ 作成例18)
- 9 組織変更後2年間の事業計画書(注④)及び収支予算書(Ⅲ 作成例18)(注⑤)
- 10 創立費調書(Ⅲ 作成例19)(注⑥)
- 11 負債償還計画書(Ⅲ 作成例20)(注⑥)
- 12 申請年度の前年度の貸借対照表(Ⅲ 作成例21)及び収支決算書(Ⅲ 作成例18)
- 13 役員の就任承諾書(Ⅲ 作成例7)、履歴書及び誓約書(注⑦)
- 14 宣誓書(役員)(Ⅲ 作成例11)
- 15 宣誓書(監事)(Ⅲ 作成例12)
- 16 学校法人の登記簿謄本

I 様式6

(注)

1 提出部数2部

本様式は、学校法人が準学校法人、準学校法人が学校法人になろうとする場合に作成すること。

- ① 準学校法人が学校法人になろうとする場合は「学校法人」を「準学校法人」とすること。
- ② 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。
- ③ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
  - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
  - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
  - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
  - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し
- ④ 設立後2年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。
- ⑤ 「組織変更後2年間」とは、組織変更認可申請年度の翌年度及び翌々年度の2カ年をいう。
- ⑥ 学校新設を伴う場合に添付すること。
- ⑦ 新たな役員の就任を伴う場合に添付すること。

I 別紙1

寄附行為変更の条項及び理由（作成例）

当法人は、従来、〇〇高等学校及び〇〇専修学校を運営してきたが、今回〇〇高等学校を廃止することになったので、これに伴い、寄附行為を次のとおり変更する。

1 第4条中、第1号を削る。

理由 . . . . .

2 第6条第1項第1号中、「理事7人」を「理事6人」に改める。

理由 . . . . .

3 第7条第1項第1号中、「〇〇高等学校の校長及び〇〇専修学校の校長」を「〇〇専修学校の校長」に改める。

理由 . . . . .

4 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（ 年 月 日）から施行する。

## 寄附行為新旧対照表（作成例）

旧 条 項	新 条 項
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) <u>〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科</u></p> <p>(2) <u>〇〇専修学校 〇〇課程</u></p> <p>(役員)</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>7人</u></p> <p>(2) 監事 2人</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>〇〇学校の校長及び〇〇専修学校の校長</u></p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人</p> <p>(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人</p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>〇〇専修学校 〇〇課程</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(3) 理事 <u>6人</u></p> <p>(4) 監事 2人</p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>〇〇専修学校の校長</u></p> <p>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人</p> <p>(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 <u>3人</u></p> <p>2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（ 年 月 日）から施行する。</p>

(注)

1 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書又は朱で下線を引き明示すること。

2 寄附行為の全体について変更するときは、省略できる。

ただし、添付する変更前、変更後の寄附行為において、変更箇所を朱書又は朱で下線を引き明示すること。



I 様式7

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

学校法人名

理事長 氏 名

## 理事変更届

学校法人〇〇学園の理事を次のとおり変更したので、私立学校法施行令第2条第2項<注①>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	選任区分	氏 名	住 所	就(退)任 年 月 日	退任の理由
就 任					/
退 任					

[添付書類]

- 1 役員就任承諾書の写し(Ⅲ 作成例7)(就任の場合のみ)
- 2 役員退任届の写し(Ⅲ 作成例8)(任期满了前の退任の場合のみ)<注②>
- 3 誓約書(Ⅲ 作成例10)及び履歴書(就任の場合のみ)
- 4 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 5 宣誓書(役員)(Ⅲ 作成例11)
- 6 役員新旧対照表(I 様式7, 8の1)

(注)

- 1 重任した理事については届出の必要はない。  
ただし、同一人物であっても、選任区分が変更となる場合は届け出ること。
- 2 校長の採用、解職による役員変更の場合は、校長採用・解職届の手続きも行うこと。
  - ① 寄附行為の定めにより理事長以外の理事に代表権を付与している場合、当該理事の変更については「私立学校法施行令第2条第1項」とし、法人の登記簿謄本を添付すること。
  - ② 死亡の場合は、葬儀の通知等死亡日が確認できるものとする。

I 様式8

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長 氏 名

### 監 事 変 更 届

学校法人〇〇学園の監事を次のとおり変更したので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	氏 名	住 所	就 (退) 任 年 月 日	退任の理由
就任				/
退任				

[添付書類]

- 1 役員就任承諾書の写し (Ⅲ 作成例7) (就任の場合のみ)
- 2 役員退任届の写し (Ⅲ 作成例8) (任期满了前の退任の場合のみ) <注①>
- 3 誓約書 (Ⅲ 作成例10) 及び履歴書 (就任の場合のみ)
- 4 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 5 宣誓書 (Ⅲ 作成例11)
- 6 宣誓書 (Ⅲ 作成例12)
- 7 役員新旧対照表 (I 様式7, 8の1)

(注)

- 1 重任した監事については届出の必要はない。
  - ① 死亡の場合は、葬儀の通知等死亡日が確認できるものとする。

役員新旧対照表

	選任区分	旧			新		
		氏名	変更	年月日	氏名	変更	年月日
理事長							
理事	校長・園長						
	評議員						
	評議員						
	評議員						
	学識経験者						
	学識経験者						
監事							

(注)

- 1 「理事長」については、理事長及び理事の欄の両方に氏名を記入してください。
- 2 「変更」欄は、「就任」「重任」「退任」「辞任」「解任」「代行」「死亡」の別を記入してください。
- 3 「年月日」欄は、「就任」等の年月日を記入してください。
- 4 変更を行わない役員についても、必ず選任区分、氏名を記入し、「変更」欄と「年月日」欄は空欄にしてください。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長 氏 名

## 理 事 長 変 更 届

学校法人〇〇学園の理事長を次のとおり変更したので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

	氏 名	住 所	就(退)任年月日	退任の理由
就任				
退任				

[添付書類]

- 1 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 2 登記簿謄本

(注)

- 1 新たに理事となった者が理事長となる場合は、理事変更届の手続きも行うこと。
- 2 大学、短期大学設置法人の場合も、これに準じて届け出ること。

	年	月	日
静岡県知事 氏		名	様
	所在地		
	学校法人名		
	理事長	氏	名

**登 記 完 了 届**

〇〇〇〇について登記を完了したので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により、登記簿謄本を添えて届け出ます。

- 1 登記の事由
- 2 登記の年月日

(注)

- 1 学校法人は、次の事項に変更を生じたときは、組合等登記令に基づいて変更の登記をし、届け出ること。
  - (1) 目的及び業務
  - (2) 名称
  - (3) 事務所
  - (4) 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
  - (5) 資産の総額
  - (6) 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
  - (7) 設置する私立学校（専修学校・各種学校を含む。）の名称
- 2 次の登記を行う場合は、それぞれの届出によること。
  - 理事長の変更に係る登記 … 理事長変更届（I 様式9）  
(ただし、改姓及び改名のみの場合は本届出による。)
  - 解 散 の 登 記 … 学校法人解散登記完了届（I 様式13）
  - 清 算 結 了 の 登 記 … 学校法人清算結了登記完了届（I 様式15）

I 様式 11

		年	月	日
静岡県知事	氏	名	様	
		所在地		
		学校法人名		
		清算人代表	氏	名

**学校法人解散届**

学校法人〇〇学園は、次のとおり解散したので、私立学校法第50条第4項<注①>の規定により届け出ます。

- 1 解散の事由
- 2 解散の年月日

(注)

- 1 私立学校法第50条第1項第2号（寄附行為に定めた解散事由の発生）又は第5号（破産）に規定する事由によって解散した場合に、本様式によって届け出ること。  
① 専修・各種学校の場合は「私立学校法第64条第5項で準用する同法第50条第4項」にすること。

I 様式12

		年	月	日
静岡県知事	氏	名	様	
		住所		
		清算人	氏	名

**清算人就職届**

年 月 日をもって学校法人〇〇学園の清算人に就職したので、私立学校法第50条の7〈注①〉の規定により届け出ます。

[添付書類]

- 1 清算人の履歴書（Ⅲ 作成例9）及び誓約書（Ⅲ 作成例10）

(注)

- 1 清算人が清算中に就職した場合に、本様式によって届け出ること。  
① 専修・各種学校の場合は「私立学校法第64条第5項で準用する同法第50条の7」とすること。

I 様式13

		年	月	日				
静岡県知事	氏		名	様				
		所	在	地				
		学	校	法	人	名		
		清	算	人	代	表	氏	名

**学校法人解散登記完了届**

学校法人〇〇学園の解散の登記を完了したので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により、登記簿謄本を添えて届け出ます。

- 1 登記の事由
- 2 登記の年月日

I 様式14

		年	月	日				
静岡県知事	氏		名	様				
		所	在	地				
		学	校	法	人	名		
		清	算	人	代	表	氏	名

**清算終了届**

学校法人〇〇学園は 年 月 日解散し、 年 月 日清算を結了したので、私立学校法第50条の14〈注①〉の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

**[添付書類]**

- 1 清算書（様式14の1）
- 2 残余財産の帰属を証する書類

(注)

① 専修・各種学校の場合は、「私立学校法第64条第5項で準用する同法第50条の14」にすること。

I 様式 14 の 1

## 清算書

- 1 解散時の資産総額
- 2 解散及び清算諸費
  - (1) 解散事務費（登記、公告など）
  - (2) 借入金の返済
  - (3) 未払金の清算
  - (4) その他
- 3 差引残余財産の額
- 4 上記残余財産の処分方法

(注)

「4 上記残余財産の処分方法」には、例えば『残余財産は別紙寄付金受領書（写）のとおりに、その金額を〇〇に寄付した。』のように記載すること。

I 様式15

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

清算人代表 氏 名

## 学校法人清算終了登記完了届

学校法人〇〇学園の清算終了の登記を完了したので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により、登記簿謄本を添えて届け出ます。

- 1 登記の事由
- 2 登記の年月日



年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所  
利害関係人 氏 名

## 仮理事選任請求書

学校法人〇〇学園の理事が欠け遅滞のため損害を生ずるおそれがあるので、私立学校法第 40 条の 4<注①>において準用する民法第 56 条の規定により、次のとおり仮理事を選任されるよう関係書類を添えて請求します。

### 1 請求の理由

### 2 仮理事候補者

氏 名	住 所	生年月日
1		
2		

#### [添付書類]

- 1 仮理事候補者の、選任されれば仮理事に就任する意思のあることを示す同意書
- 2 仮理事候補者の誓約書（Ⅲ 作成例 10）及び履歴書
- 3 寄附行為の抄本（根拠条文の写し）

#### (注)

- 1 請求の理由については、理事が欠け遅滞のため損害を生ずるおそれがあること、請求者と法人との関係等を具体的に記載すること。
  - ① 専修・各種学校の場合は、「私立学校法第 64 条第 5 項」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

代表者 理事長 氏 名

## 理事長職務代理等開始届

学校法人〇〇学園の理事長の職務を下記の者が代理（代行）することとなったので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

### 記

1 理事長の職務を代理（代行）する理事

(1) 氏名

(2) 住所

2 職務代理等の開始年月日

3 職務代理等の終了予定年月日

4 職務代理等の理由

### [添付書類]

1 寄附行為

2 法人の理事会の議事録の写し

3 職務代理等の理由を裏付ける書類

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

代表者 理事長 氏 名

## 理事長職務代理等終了届

学校法人〇〇学園の理事長の職務の代理（代行）を終了したので、私立学校法施行令第2条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

### 記

- 1 職務代理（代行）理事
  - (1) 氏名
  - (2) 住所
- 2 職務代理等の終了年月日
- 3 職務代理等の終了理由

[添付書類]

- 1 法人の理事会の議事録の写し



# II 学 校 編



Ⅱ 様式 1

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長 氏 名

〈注①〉

## 〇〇学校設置認可申請書

〇〇学校を設置したいので、学校教育法第4条第1項〈注②〉の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

### [添付書類]

- 1 設置趣意書〈注③〉
- 2 設置要項（Ⅱ 様式1の1）
- 3 学則
- 4 施設・設備調書（Ⅲ 作成例22（その1））
- 5 飲料水に関する証明書〈注④〉
- 6 学級編制表（Ⅲ 作成例24）
- 7 教職員組織表（Ⅲ 作成例25）
- 8 教職員名簿（Ⅲ 作成例26）及び教職員人件費内訳表（Ⅲ 作成例27）
- 9 校長及び教員の履歴書（Ⅲ 作成例9）、最終学校卒業証書の写し又は卒業証明書、誓約書（Ⅲ 作成例10）、教育職員免許状の写し及び身体検査書
- 10 教職員別担当時間数表（幼稚園を除く）（Ⅲ 作成例28）
- 11 学校医等の就任承諾書（Ⅲ 作成例13）
- 12 創立費調書（Ⅲ 作成例19）
- 13 設置後3年間の事業計画書〈注⑤〉及び収支予算書（Ⅲ 作成例18）
- 14 設置する学校に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等〈注⑥〉及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 15 照度証明書（夜間において授業を行う学校のみ）
- 16 設置者関係書類
  - (1) 設置者が法人の場合
    - ア 寄附行為等
    - イ 財産目録（Ⅲ 作成例14）

## II 様式1

ウ 法人の登記簿謄本（既存の法人のみ）
エ 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人新設の場合は、設立決議録）
オ 理事長（法人新設の場合は、設立代表者）の履歴書（Ⅲ 作成例9）
(2) 設置者が個人の場合
ア 設置者の履歴書（Ⅲ 作成例9）及び誓約書（Ⅲ 作成例10）
イ 設置者の住民票及び印鑑登録証明書
16 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面（注⑦）並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図及び校舎明細表（Ⅲ 作成例23）

### 〈注〉

- 1 提出部数2部
- 2 幼稚園の場合は「学校、学則、校地、校舎」を「幼稚園、園則、園地、園舎」と読み替える。
  - ① 本申請を学校法人寄附行為認可申請と同時に行う場合には、設置代表者名で行うこと。また、設置者が個人の場合は、住民票に記載された住所、氏名を記載すること。
  - ② 専修学校の場合は「学校教育法第130条第1項」、各種学校の場合は「学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項」とすること。
  - ③ 学校、課程及び学科を設置する趣旨を具体的に記載すること。また、必要に応じ、沿革、地域の概況等を記載すること。
  - ④ 飲料水に関する証明書は、上水道の場合は市町長の使用証明書、それ以外の場合は飲料水に適する旨を記載した保健所等、公の機関の証明書（定性分析表）とすること。
  - ⑤ 設立後3年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。
  - ⑥ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
    - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
    - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
    - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
    - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写しなお、既に他の学校を設置している場合には、新たに設置する学校分についてのみ添付すれば足りる。
  - ⑦ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。



## 設 置 要 項

- 1 目的
- 2 名称
- 3 課程（分野）の名称 <注①>
- 4 位置
- 5 経費及び維持方法
- 6 開設の時期  
年 月 日

(注)

- 1 「5 経費及び維持方法」は、授業料、入学料、入学検定料その他の費用をもって維持経営する等、方法を具体的に記載すること。
- ① 高等学校、専修・各種学校の設置の場合のみ記載すること。  
それ以外の場合は、4以下の項目番号を順次繰り上げること。

## Ⅱ 様式2

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長 氏 名

### 〇〇学校廃止認可申請書

〇〇学校を廃止したいので、学校教育法第4条第1項〈注①〉の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

#### [添付書類]

- 1 廃止要項（Ⅱ 様式2の1）
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 3 学校の沿革及び生徒数の推移（過去5年間）
- 4 設置者の住民票及び印鑑登録証明書（個人立の場合のみ）

#### 〈注〉

- 1 提出部数2部
- 2 学校法人の場合は、寄附行為の変更又は解散の手続きを同時に行うこと。
- 3 幼稚園の場合は「学校」を「幼稚園」と読み替える。
- 4 沿革は、設置認可から申請時までの重要な事項について年度別に記載すること。  
① 専修学校の場合は「学校教育法第130条第1項」、各種学校の場合は「学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項」とすること。

## 廃止要項

- 1 名称
- 2 位置
- 3 廃止の理由
- 4 廃止の時期
- 5 生徒（児童）の処置方法
- 6 教職員の処置方法
- 7 資産の処置方法
- 8 指導要録等の保存方法
- 9 学年別生徒（児童）数〈注①〉

（注）

① 高等学校、専修学校、各種学校については、課程別、学科別の定員、在籍生徒数を学年別に記載すること。

小学校、中学校については、定員、在籍生徒（児童）数を学年別に記載すること。

幼稚園については、歳児別に定員、園児数を記載すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

旧設置者 所在地  
学校法人名  
設置代表者名 氏 名  
〈注①〉

新設置者 所在地  
学校法人名  
設置代表者名 氏 名  
〈注①〉

## 〇〇学校設置者変更認可申請書

〇〇学校の設置者を変更したいので、学校教育法第4条第1項〈注②〉の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

### [添付書類]

#### A 新設置者が法人、地方公共団体の場合

- 1 設置者変更要項（II 様式3の1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 変更後2年間の事業計画書〈注③〉及び収支予算書（III 作成例18）
- 4 新設置者関係書類
  - (1) 寄附行為等
  - (2) 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し〈注④〉
  - (3) 申請時の財産目録（III 作成例14）
  - (4) 理事長の履歴書（III 作成例9）及び誓約書（III 作成例10）
  - (5) 法人の登記簿謄本（既存の法人の場合）
- 5 旧設置者関係書類
  - (1) 寄附行為等（法人の場合のみ）
  - (2) 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
  - (3) 申請時の財産目録（III 作成例14）
  - (4) 法人の登記簿謄本（既存の法人の場合）
  - (5) 設置者の住民票（死亡の場合は戸籍抄本）及び印鑑登録証明書（個人の場合のみ）

## II 様式3

- 6 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面（注⑥）並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図及び校舎明細表（Ⅲ 作成例 23）
- 7 施設・設備調書（Ⅲ 作成例 22（その2））
- 8 学級編制表（Ⅲ 作成例 24）
- 9 教職員組織表（Ⅲ 作成例 25）
- 10 教職員名簿（Ⅲ 作成例 26）及び教職員人件費内訳表（Ⅲ 作成例 27）
- 11 校長及び教員の履歴書（Ⅲ 作成例 9）、最終学校卒業証書の写し又は卒業証明書、誓約書（Ⅲ 作成例 10）、教育職員免許状の写し及び身体検査書
- 12 教職員別担当時間数表（幼稚園を除く）（Ⅲ 作成例 28）
- 13 学校医等の就任承諾書（Ⅲ 作成例 13）
- 14 負債償還計画書（Ⅲ 作成例 20）
- 15 当該学校に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等（注⑦）及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類

### B 新設置者が個人の場合

1～3 Aの場合と同じ

#### 4 新設置者関係書類

- (1) 申請時の財産目録（Ⅲ 作成例 14）
- (2) 設置者の履歴書
- (3) 設置者の住民票、誓約書（Ⅲ 作成例 10）、印鑑登録証明書

5～15 Aの場合と同じ

### 〈注〉

- 1 提出部数2部
- 2 幼稚園の場合は「学校、学則、校地、校舎」を「幼稚園、園即、園地、園舎」と読み替える。
  - ① 設置者が個人の場合は、住民票に記載された住所、氏名を記載すること。  
また、新設置者について、本申請を学校法人寄附行為認可申請と同時に行う場合には、設置代表者名で行うこと。
  - ② 専修学校の場合は「学校教育法第130条第1項」、各種学校の場合は「学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項」とすること。
  - ③ 設立後3年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。
  - ④ 本申請を学校法人寄附行為認可申請と同時に行う場合には、設立発起人決議録の写し、地方公共団体が設置の場合には議会の議決書又はこれに代わるべき書類の写し。

## Ⅱ 様式3

- ⑤ 本申請を学校法人寄附行為認可申請と同時に行う場合には、設立代表者と読み替える。
- ⑥ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。
- ⑦ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
  - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
  - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
  - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
  - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し

## 設置者変更要項

1 変更の理由

2 変更の時期

3 変更前の次の事項

(1) 目的

(2) 名称

(3) 位置

(4) 経費及び維持方法

4 変更後の次の事項

(1) 目的

(2) 名称

(3) 位置

(4) 経費及び維持方法

(注)

3、4については、設置する学校の事項について記載すること。

## II 様式4

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

学校法人名

理事長名 氏 名

### 〇〇学科設置認可申請書

〇〇高等学校に〇〇学科を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

#### [添付書類]

- 1 設置趣意書〈注①〉
- 2 設置要項（II 様式1の1）
- 3 学則（変更前及び変更後）
- 4 施設・設備調書（III 作成例22（その2））
- 5 学級編制表（III 作成例24）
- 6 教職員組織表（III 作成例25）
- 7 教職員名簿（III 作成例26）及び教職員人件費内訳表（III 作成例27）
- 8 教職員別担当時間数表（III 作成例28）
- 9 学校医等の就任承諾書（III 作成例13）
- 10 設置後2年間の事業計画書〈注②〉及び収支予算書（III 作成例18）
- 11 設置する学科に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等〈注③〉
- 12 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 13 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面（注④）並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図及び校舎明細表（III 作成例23）

#### 〈注〉

- 1 提出部数2部
- 2 寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。
  - ① 学校、課程及び学科を設置する趣旨を具体的に記載すること。また、必要に応じ、沿革、地域の概況等を記載すること。
  - ② 設立後3年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、



## II 様式4

その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。

③ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。

ア 土地及び家屋の登記簿謄本

イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書

ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し

エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し

④ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。

Ⅱ 様式5

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

学校法人名

理事長名 氏 名

## 〇〇学科廃止認可申請書

〇〇高等学校の〇〇学科を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

### [添付書類]

- 1 廃止要項（Ⅱ 様式2の1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

### 〈注〉

- 1 提出部数2部
- 2 寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。  
また、必要に応じて収容定員に係る学則変更認可の手続きを行うこと。

## II 様式6

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

理 事 長 氏 名

### 〇〇課程設置認可申請書

〇〇学校に〇〇課程を設置したいので、学校教育法第4条第1項〈注①〉の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

[添付書類]

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項（II 様式1の1）
- 3 学則（変更前及び変更後）
- 4 施設・設備調書（III 作成例22（その2））
- 5 学級編制表（III 作成例24）
- 6 教職員組織表（III 作成例25）
- 7 教職員名簿（III 作成例26）及び教職員人件費内訳表（III 作成例27）
- 8 教職員別担当時間数表（III 作成例28）
- 9 学校医等の就任承諾書（III 作成例13）
- 10 設置後2年間の事業計画書及び収支予算書（III 作成例18）
- 11 設置する学科に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等
- 12 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 13 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図及び校舎明細表（III 作成例23）
- 14 照度証明書（夜間の課程を設置する場合のみ）

(注)

- 1 高等学校に新たに全日制・定時制・通信制の課程を設置する場合及び専修学校に新たな課程を設置する場合に作成すること。
  - 2 提出部数2部
  - 3 学校法人の場合、寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。
- ① 専修学校の場合は「学校教育法第130条第1項」とすること。

## Ⅱ 様式7

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

学校法人名

理事長名 氏 名

### 〇〇課程廃止認可申請書

〇〇学校の〇〇課程を廃止したいので、学校教育法第4条第1項〈注①〉の規定により認可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

#### [添付書類]

- 1 廃止要項（Ⅱ 様式2の1）
- 2 学則（変更前及び変更後）
- 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

#### 〈注〉

- 1 高等学校の全日制・定時制・通信制の課程を廃止する場合及び専修学校の課程を廃止する場合に作成すること。
  - 2 提出部数2部
  - 3 学校法人の場合、寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。  
また、高等学校にあっては、必要に応じて収容定員に係る学則変更認可の手続きを行うこと。
- ① 専修学校の場合は、「学校教育法第130条第1項」とすること。

## II 様式8 (専修学校)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
法人名  
理事長 氏 名

### 目的変更認可申請書

〇〇学校の目的を変更したいので、学校教育法第130条第1項の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

#### [添付書類]

- 1 目的変更要項 (II 様式8の1)
- 2 学則 (変更前及び変更後)
- 3 施設設備調書 (III 作成例22 (その2))
- 4 学級編制表 (III 作成例24)
- 5 教職員組織表 (III 作成例25)
- 6 教職員名簿 (III 作成例26) 及び教職員人件費内訳表 (III 作成例27)
- 7 教職員別担当時間数表 (III 作成例28)
- 8 創立費調書 (III 作成例19)
- 9 変更後2年間の事業計画書〈注①〉及び収支予算書 (III 作成例18)
- 10 当該学校に係る不動産の権利の所在を明らかにする証明書類等〈注②〉
- 11 照度証明書〈注③〉
- 12 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 13 寄附行為及び登記簿謄本
- 14 設置者の住民票、印鑑登録証明書及び誓約書 (III 作成例10) (個人立の場合のみ)
- 15 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面〈注④〉並びに校舎その他の建物の配置図、平面図及び校舎明細表 (III 作成例23)

## Ⅱ 様式8（専修学校）

（注）

- 1 専修学校が目的の変更を行う場合に作成すること。
- 2 提出部数 2部
- 3 変更する目的の内容に応じた分野の新設、変更又は廃止を伴わない場合には、添付書類3から11までは必要ない。
  - ① 設立後3年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。
  - ② 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
    - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
    - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
    - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
    - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し
  - ③ 新たに夜間において授業を行う学科を設置する場合のみ。従来より夜間において授業を行っていた学校が、新たに拡充する校舎において夜間授業を行う場合は、その部分についてのみで足りる。
  - ④ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。

## 目的変更要項

- 1 変更の理由
- 2 目的
  - ア 変更前
  - イ 変更後
- 3 目的変更に係る基本組織の名称〈注①〉
  - ア 変更前
  - イ 変更後
- 4 位置
  - ア 変更前
  - イ 変更後
- 5 目的変更に係る基本組織の経費及び維持方法
  - ア 変更前
  - イ 変更後
- 6 変更の時期                      年    月    日

(注)

- 1 目的変更に伴い学科の廃止を行う場合は、学科の廃止に伴う生徒の処置方法、教職員の処置方法及び資産の処置方法も併せて記載すること。  
① 例えば「専門課程（工業関係）」のように課程（分野）の名称を記載すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
学校法人名  
理 事 長 氏 名

## 収容定員に係る学則変更認可申請書

〇〇学校の収容定員の変更を伴う学則の変更をしたいので、学校教育法第4条第1項〈注①〉の規定により認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

### [添付書類]

- A 収容定員が増加する場合（高校の場合は学科間の定員変更を含む。）
- 1 変更要項（Ⅱ 様式9の1）
  - 2 学則（変更前及び変更後）
  - 3 施設・設備調書（Ⅲ 作成例22（その2））
  - 4 学級編制表（Ⅲ 作成例24（その2））
  - 5 教職員組織表（Ⅲ 作成例25）
  - 6 教職員名簿（Ⅲ 作成例26）及び教職員人件費内訳表（Ⅲ 作成例27）
  - 7 教職員別担当時間数表（幼稚園を除く）（Ⅲ 作成例28）
  - 8 変更後2年間の事業計画書〈注②〉及び収支予算書（Ⅲ 作成例18）
  - 9 当該学校に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等（総定員が増加する場合のみ）〈注③〉
  - 10 照度証明書（各種学校の場合のみ）〈注④〉
  - 11 施設通園バスを運行している場合、そのバス路線図（幼稚園の場合のみ）
  - 12 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
  - 13 設置者の住民票及び印鑑登録証明書及び誓約書（Ⅲ 作成例10）（個人立の場合のみ）
  - 14 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面〈注⑤〉並びに校舎その他の建物の配置図、平面図及び校舎明細表（Ⅲ 作成例23）
- B 収容定員が減少する場合
- 8、9、10、11を除きAの場合と同じ



## II 様式9

(注)

- 1 提出部数2部
- 2 幼稚園の場合は「学校、学則、校地、校舎」を「幼稚園、園則、園地、園舎」と読み替える。
  - ① 各種学校の場合は「学校教育法第134条第2項で準用する同法第4条第1項」とすること。
  - ② 設立後3年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。
  - ③ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
    - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
    - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
    - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
    - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し
  - ④ 新たに夜間において授業を行う学科を設置する場合のみ。従来より夜間において授業を行っていた学校が、新たに拡充する校舎において夜間授業を行う場合は、その部分についてのみで足りる。
  - ⑤ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。

## II 様式9の1

<b>変 更 要 項</b>	
1	変更の理由
2	変更の時期
3	経費及び維持方法
4	新旧対照表
旧 条 項	新 条 項

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
法人名  
理事長 氏 名

## 目的変更届

〇〇学校の目的を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項  
(注①)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の目的
- 4 変更後の目的

### [添付書類]

- 1 学則 (変更前及び変更後)
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

(注)

- 1 目的変更に伴う学則変更届は必要でない。
  - ① 各種学校の場合は、「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

法人名

理事長 氏 名

## 名 称 変 更 届

〇〇学校の名称を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項  
(注①)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の名称
- 4 変更後の名称

### [添付書類]

- 1 学則 (変更前及び変更後)
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

(注)

- 1 学校法人の場合、寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。
- 2 名称変更に伴う学則変更届は必要でない。
  - ① 専修学校の場合は「学校教育法第131条」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第27条の3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

法 人 名

理 事 長 氏 名

## 位 置 変 更 届

〇〇学校の位置を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項〈注①〉の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の位置
- 4 変更後の位置

### [ 添付書類 ]

- 1 学則
- 2 施設・設備調書（Ⅲ 作成例 22（その1））
- 3 飲料水に関する証明書〈注③〉
- 4 学級編制表（Ⅲ 作成例 24）
- 5 設置する学校に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等〈注④〉及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 6 照度証明書（夜間において授業を行う学校のみ）
- 7 設置者関係書類
  - (1) 設置者が法人の場合
    - ア 寄附行為等
    - イ 財産目録（Ⅲ 作成例 14）
    - ウ 法人の登記簿謄本（既存の法人のみ）
    - エ 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人新設の場合は、設立議事録）
- 8 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面（注⑤）並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図及び校舎明細表（Ⅲ 作成例 23）

## II 様式 12

(注)

- 1 あらかじめ県私学振興課と協議すること。
- 2 学校法人の場合、寄附行為に変更を生ずる場合には、寄附行為変更認可の手続きを同時に行うこと。(住居表示変更の場合は不要、その場合でも登記完了届を必ず提出すること)
- 3 位置変更に伴う学則変更は必要でない。
  - ① 専修学校の場合は「学校教育法第 131 条」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。
  - ② 住居表示の変更の場合は、市町長の証明書のみを添付する。
  - ③ 飲料水に関する証明書は、上水道の場合は市町長の使用証明書、それ以外の場合は飲料水に適する旨を記載した保健所等、公の機関の証明書（定性分析表）とすること。
  - ④ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
    - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
    - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
    - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
    - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写しなお、既に他の学校を設置している場合には、新たに設置する学校分についてのみ添付すれば足りる。
  - ⑤ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
学校法人名  
理 事 長 氏 名

## 学 則 変 更 届

〇〇学校の学則を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更条項新旧対照表

旧 条 項	新 条 項

### [添付書類]

- 1 学則 (変更前及び変更後)
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

### (注)

- 1 変更条項新旧対照表には、変更に係る条項のみを記載し、変更箇所は朱書又は朱で下線を引き明示すること。
- 2 変更箇所が多数の場合は、変更条項新旧対照表のかわりに、変更箇所を朱書又は朱で下線を引いて明示した新旧学則を添付するのみでよい。
- 3 収容定員の変更に係る学則変更は、収容定員の変更に係る学則変更認可申請書 (Ⅱ 様式第 9) により、目的、名称、位置の変更は、それぞれ目的変更届 (Ⅱ 様式第 10)、名称変更届 (Ⅱ 様式第 11)、位置変更届 (Ⅱ 様式第 12) によること。

II 様式 14 (幼稚園用)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長 氏 名

## 園 則 変 更 届

〇〇幼稚園の園則を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更条項新旧対照表

旧 条 項	新 条 項

### [添付書類]

- A 学級数変更（総定員を変わらない）の場合
- 1 園則（変更前及び変更後）
  - 2 施設・設備調書（Ⅲ 作成例 22（その 2））
  - 3 学級編制表（Ⅲ 作成例 24）
  - 4 教職員組織表（Ⅲ 作成例 25）
  - 5 教職員名簿（Ⅲ 作成例 26）
  - 6 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
  - 7 当該幼稚園の位置及び園地の状況を明らかにする図面〈注①〉並びに園舎その他の建物の配置図、平面図及び園舎明細表（Ⅲ 作成例 23）
- B 納付金変更の場合
- 1 園則（変更前及び変更後）
  - 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
  - 3 変更予定年度及び前年度の収支計算書（予算書）の状況（Ⅲ 作成例 18）
  - 4 変更予定年度及び前年度の教職員人件費内訳表（Ⅱ 様式 14 の 1）
- C その他の場合
- 1、2 B の場合と同じ

## Ⅱ 様式 14 (幼稚園用)

(注)

- 1 変更条項新旧対照表には、変更に係る条項のみを記載し、変更箇所は朱書又は朱で下線を引き明示すること。
- 2 変更箇所が多数の場合は、変更条項新旧対照表のかわりに、変更箇所を朱書又は朱で下線を引いて明示した新旧園則を添付するのみでよい。
- 3 収容定員の変更に係る園則変更は、収容定員の変更に係る園則変更認可申請書(Ⅱ 様式第9)により、目的、名称、位置の変更は、それぞれ目的変更届(Ⅱ 様式第10)、名称変更届(Ⅱ 様式第11)、位置変更届(Ⅱ 様式第12)によること。
- 4 複数事項にわたる変更を同時に行う場合は、各々の区分に応じた添付書類を整えること。
  - ① 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。



II 様式14の1

変更予定年度及び前年度の収支予算計算書(予算書)の状況

学校名

幼稚園

1 収入及び支出の状況 (単位:円)

区 分	年 度 (変更予定の前年度)	年 度 (変更予定年度)
[ 収 入 の 部 ]		
① 園児納付金		
保育料収入		
入園金収入		
教材料収入		
施設設備資金収入		
施設等利用給付収入		
施設型給付収入		
その他納付金収入		
② 経常収入		
③ 事業活動収入-基本組入額		
[ 支 出 の 部 ]		
④ 人件費支出		
教員人件費支出		
職員人件費支出		
園医等報酬支出		
退職金支出		
⑤ 経費支出		
うち教材費支出		
うち修繕費支出		
⑥ 施設関係支出		
⑦ 設備関係支出		
⑧ 園舎改築等引当特定預金への繰入支出		
⑨ 事業活動支出		

2 予算・決算分析 (単位:%)

区 分	年 度 (変更予定の前年度)	年 度 (変更予定年度)
人件費比率 ④/②		
人件費依存率 ④/①		
経費比率 ⑤/②		
園児納付金比率 ①/②		
基本金組入後収支比率 ⑨/③		

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
法人名  
理事長 氏 名

## 学 則 変 更 届

〇〇学校の学則を次のとおり変更したいので、学校教育法第 131 条〈注①〉の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更条項新旧対照表

旧 条 項	新 条 項

### [添付書類]

- A 学科新設の場合〈注②〉
- 1 設置趣意書〈注③〉
  - 2 設置要項 (II 様式 1 の 1)
  - 3 学則 (変更前 1 部及び変更後 2 部)
  - 4 施設・設備調書 (III 作成例 22 (その 2))
  - 5 学級編制表 (III 作成例 24 (その 3))
  - 6 教職員組織表 (III 作成例 25)
  - 7 教職員名簿 (III 作成例 26 (専修))
  - 8 教職員別担当時間数表 (III 作成例 28)
  - 9 照度証明書〈注④〉
  - 10 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)
  - 11 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面〈注⑤〉並びに校舎その他の建物の配置図、平面図及び校舎明細表 (III 作成例 23)
- B 学科の廃止の場合〈注②〉
- 1 廃止要項 (II 様式 2 の 1)
  - 2 学則 (変更前 1 部及び変更後 2 部)
  - 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)

## II 様式 15 (専修学校・各種学校用)

- C 総定員が増加する場合（専修学校の場合のみ）
- 1 変更要項（II 様式 9 の 1）
  - 2 学則（変更前 1 部及び変更後 2 部）
  - 3 施設・設備調書（III 作成例 22（その 2））
  - 4 学級編制表（III 作成例 24（その 3））
  - 5 教職員組織表（III 作成例 25）
  - 6 教職員名簿（III 作成例 26（専修））
  - 7 教職員別担当時間数表（III 作成例 28）（学級数に変更のある場合のみ）
  - 8 当該学校に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等〈注⑥〉
  - 9 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
  - 10 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面〈注⑤〉並びに校舎その他の建物の配置図、平面図及び校舎明細表（III 作成例 23）
- D 総定員が減少する場合（専修学校の場合のみ）
- 7、8を除きCの場合と同じ
- E 納付金変更の場合
- 1 学則（変更前 1 部及び変更後 2 部）
  - 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
  - 3 変更予定年度及び前年度の収支計算書（予算書）の状況（II 様式 15 の 1）
- F その他の場合
- 1 学則（変更前 1 部及び変更後 2 部）
  - 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

### (注)

- 1 変更条項新旧対照表には、変更に係る条項のみを記載し、変更箇所は朱書又は朱で下線を引き明示すること。
- 2 変更箇所が多数の場合は、変更条項新旧対照表のかわりに、変更箇所を朱書又は朱で下線を引いて明示した新旧学則を添付するのみでよい。
- 3 目的、名称、位置の変更は、それぞれ目的変更届（様式第 27）、名称変更届（様式第 28）、位置変更届（様式第 29）によること。
- 4 複数事項にわたる変更を同時に行う場合は、各々の区分に応じた添付書類を整えること。
  - ① 各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。
  - ② 各種学校において総定員を変更する場合は、収容定員に係る学則変更認可申請書（様式 26）によること。
  - ③ 学校、課程及び学科を設置する趣旨を具体的に記載すること。また、必要に応じ、沿革、地域の概況等を記載すること。
  - ④ 夜間において授業を行う場合に添付すること。
  - ⑤ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を

Ⅱ 様式 15 (専修学校・各種学校用)

明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。

⑥ 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。

ア 土地及び家屋の登記簿謄本

イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書

ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し

エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し

II 様式15の1

変更予定年度及び前年度の収支計算書(予算書)の状況

学校名

学校

1 収入及び支出の状況 (単位:円)

区 分	年 度 (変更予定の前年度)	年 度 (変更予定年度)
[ 収入の部 ]		
① 学生生徒等納付金		
授 業 料 収 入		
入 学 金 収 入		
学 習 教 材 料 収 入		
施 設 設 備 資 金 収 入		
そ の 他 納 付 金 収 入		
② 経常収入		
③ 事業活動収入-基本金組入額		
[ 支出の部 ]		
④ 人件費支出		
教 員 人 件 費 支 出		
職 員 人 件 費 支 出		
校 医 等 報 酬 支 出		
退 職 金 支 出		
⑤ 経費支出		
う ち 実 習 教 材 費 支 出		
う ち 修 繕 費 支 出		
⑥ 施設関係支出		
⑦ 設備関係支出		
⑧ 校舎改築等引当特定預金への繰入支出		
⑨ 事業活動支出		

2 過去3年間の納付金の推移 (単位:円)

区 分	年 度	年 度	年 度
入学金			
入学時施設費			
授業料			
実習教材料			
施設設備費			
入学検定料			

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
法人名  
理事長 氏 名

### 経費の見積り及び維持方法の変更届

〇〇学校の経費の見積り及び維持方法を次のとおり変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項〈注①〉の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の理由
- 2 変更の時期
- 3 変更前の経費の見積り及び維持方法
- 4 変更後の経費の見積り及び維持方法

#### [添付書類]

- 1 変更前及び変更後 2 年間の収支予算書 (Ⅲ 作成例 18)
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)

(注)

- 1 幼稚園の場合は「学校」を「幼稚園」と読み替える。
  - ① 各種学校の場合は、「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
 学校法人名  
 理事長 氏 名

### 校地校舎等に関する権利の取得（処分）届

学校の校地校舎等に関する権利を次のとおり取得（処分）したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項<注①>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 取得（処分）の理由
- 2 取得（処分）の時期
- 3 取得（処分）の内容

取得前の 状況	校地	建物敷地 m <sup>2</sup>	運動場 m <sup>2</sup>	その他校地 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>
	校舎	棟 m <sup>2</sup>	その他の建物 棟 m <sup>2</sup>		
取得 (処分) の内容	校地	所在地及び面積	内 訳		取得する権利の内容
		建物敷地	m <sup>2</sup>		
		運動場	m <sup>2</sup>		
		その他校地	m <sup>2</sup>		
	計	m <sup>2</sup>			
校舎 及び その 他の 建物	所在地及び面積	内 訳		取得する権利の内容	
	計	m <sup>2</sup>			
取得後の 状況	校地	建物敷地 m <sup>2</sup>	運動場 m <sup>2</sup>	その他校地 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>
	校舎	棟 m <sup>2</sup>	その他の建物 棟 m <sup>2</sup>		
学則定員	学級 人	設置基準	運動場 m <sup>2</sup>	校舎 m <sup>2</sup>	

## Ⅱ 様式 17

### [添付書類]

- 1 公図写し、求積図、配置図及び平面図（使用区分、室名等、面積を記入のこと）
- 2 付近の見取図（500m以内の環境の略図）
- 3 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）
- 4 資金計画書（Ⅱ 様式 17 の 1）（取得の場合のみ）
- 5 取得する予定の土地、建物の登記簿謄本（取得の場合のみ）
- 6 取得する予定の土地、建物の写真（取得の場合のみ）
- 7 寄付申込書の写し、売買契約書（案）の写し等（取得の場合のみ）

### (注)

- 1 「校地校舎等」とは、校舎、寄宿舎、職員住宅その他教育の用に供する土地、建物を言う。
  - 2 幼稚園の場合は、「学校、校地、校舎」を「幼稚園、園地、園舎」と読み替える。
  - 3 借用部分の面積は、各欄の上段に（ ）で内書きすること。
  - 4 「校舎及びその他の建物」の内訳欄左側には、普通教室、特別教室、職員室、保健室等の別により記入すること。幼稚園の場合は、保育室、遊戯室、職員室、保健室等の別により記入すること。
  - 5 「権利」とは、所有権、抵当権、賃借権（登記する場合のみ）及び地上権（登記する場合のみ）を言う。
  - 6 校舎等の新築・改築・増築に伴い既設校舎等を取り壊す場合には、校舎等の新築（改築・増築）届（Ⅱ 様式第 19）によること。
- ① 専修学校の場合は「学校教育法施行令第 24 条の 3」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。



# 資 金 計 画 書

事業費	内訳	自己資金		寄付金		(単位:円)									
		補助金		借入金		年度			年度			考 備			
		元	利息	元	利息	元	利息	元	利息	元	利息				
	借入金又は高残	元	利息	元	利息	元	利息	元	利息	元	利息	元	利息	計	
	区分														
	既往債務														
	新規借入														
	計														

[添付書類] 届出の前年度末現在の貸借対照表

(注)

- 1 備考欄には借入年月日、借入条件等を記入すること。
- 2 届出年度以後4年間を表示すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
 学校法人名  
 理事長 氏 名

### 校地校舎等の用途変更届

〇〇学校の校地校舎等を次のとおり用途変更したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項〈注①〉の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 用途変更の理由
- 2 用途変更の時期
- 3 用途変更の内容

所在地	地 目 (構造)	用 途 変 更 後		用 途 変 更 前		備 考
		用 途	面積 (㎡)	用 途	面積 (㎡)	
計						

[添付書類]

- 1 公図写し、配置図及び平面図
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し (法人の場合のみ)

(注)

- 1 用途変更の内容の用途欄には、校地については運動場、校舎敷地等の別、校舎等については普通教室、特別教室、職員室、保健室等の別により記入すること。
  - 2 幼稚園の場合は「学校、校地、校舎」を「幼稚園、園地、園舎」と読み替える。
  - 3 借用部分の面積は、各欄の上段に ( ) で内書きすること。
  - 4 校舎等の新築・改築・増築に伴う用途変更については、校舎等の新築 (改築・増築) 届 (II 様式第 19) によること。
- ① 専修学校の場合は「学校教育法施行令第 24 条の 3」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

学校法人名

理 事 長 氏 名

## 校舎等の新築（改築・増築）届

〇〇学校の校舎等を次のとおり新築（改築・増築）したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項〈注①〉の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- |   |                        |        |                |
|---|------------------------|--------|----------------|
| 1 | 新築（改築・増築）の理由           |        |                |
| 2 | 新築（改築・増築）の時期           | 着 工    | 年 月 日          |
|   |                        | 完 成    | 年 月 日          |
| 3 | 新築（改築・増築）の内容           | 用 途    |                |
|   |                        | 構 造    |                |
|   |                        | 建築面積   | m <sup>2</sup> |
|   |                        | 延床面積   | m <sup>2</sup> |
| 4 | 既設校舎等を取り壊す場合<br>にはその内容 | 用 途    |                |
|   |                        | 構 造    |                |
|   |                        | 建築面積   | m <sup>2</sup> |
|   |                        | 延床面積   | m <sup>2</sup> |
|   |                        | 建築年度   | 年度             |
|   |                        | 取り壊し時期 | 年 月            |

### [添付書類]

- 1 校舎等建築計画概要書（II 様式第 19 の 1）
- 2 建築確認に必要な書類（位置図、配置図、校舎の平面図、建築確認申請書案の写し）
- 3 校舎明細表（III 作成例 23）
- 4 見積書の写し
- 5 資金計画書（II 様式 17 の 1）
- 6 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

### (注)

- 1 幼稚園の場合は、「学校、校舎」を「幼稚園、園舎」と読み替える。
- 2 運動場の増減を伴う場合は、変更後の校（園）舎敷地、運動場及びその他校（園）地の用途別面積を明らかにした図面を添付すること。
  - ① 専修学校の場合は「学校教育法施行令第 24 条の 3」、各種学校の場合は「学校教育法施行令第 27 条の 3」とすること。

### 校舎等建築計画概要書

		総定員		人		学級数		学級		
建 築 概 要	建 築 場 所					工 事 種 別				
	用 途					構 造				
	延 床 面 積	新築(改築・増築)部分		m <sup>2</sup>		取り壊し部分		m <sup>2</sup>		
区 分		計画前面積A	建築後面積B	差引B-A		基準面積		備考		
設 置 基 準 等	校 地	校 舎 敷 地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		/		/	
		屋 外 運 動 場				m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
		そ の 他 の 校 地				/		/		
		合 計								
	校 舎 等	校 舎								
		屋 内 運 動 場								
		小 計				/		/		
		寄 宿 舎								
		そ の 他				/		/		
		合 計				/		/		
校 舎 の 内 訳	区 分	建 築 前	取 り 壊 し	新 築 ・ 増 築	用 途 変 更		計			
		室 数	面 積	室 数	面 積	室 数	面 積	室 数	面 積	
	普 通 教 室		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
	特 別 教 室									
	校 長 室									
	事 務 室									
	職 員 室									
	図 書 室									
	保 健 室									
	屋 内 運 動 場									
	ト イ レ									
	そ の 他									
計	/		/		/		/			

(注)

- 1 基準面積は、高等学校にあつては高等学校設置基準、小・中学校にあつては私立小・中・高等学校設置認可等審査基準、専修学校にあつては専修学校設置基準、各種学校にあつては各種学校規程により該当する区分に記載すること。
- 2 幼稚園の場合は「学校、校地、校舎」を「幼稚園、園地、園舎」と読み替える。  
園舎の内訳は、保育室・遊戯室等の別により記入すること。
- 3 借用部分の面積は、各欄の上段に( )で内書きすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
学校法人名  
理 事 長 氏 名

## 二部授業実施届

〇〇小（中）学校において、次のとおり二部授業を実施したいので、学校教育法施行規則第9条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 実施の理由
- 2 実施の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 実施の方法

### [添付書類]

法人の理事会及び評議員会の議事録の写し

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長 氏 名

### 専攻科（別科）の設置届

〇〇高等学校に専攻科（別科）を次のとおり設置したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 設置の理由
- 2 名 称
- 3 位 置
- 4 学則の変更条項新旧対照表

旧 条 項	新 条 項

- 5 経費及び維持方法
- 6 設置の時期

**[添付書類]**

- 1 学則（変更前及び変更後）
- 2 施設・設備調書（Ⅲ 作成例 22（その 2））
- 3 学級編制表（Ⅲ 作成例 24）
- 4 教職員組織表（Ⅲ 作成例 25）
- 5 教職員名簿（Ⅲ 作成例 26）
- 6 教職員別担当時間数表（Ⅲ 作成例 28）
- 7 設置後 2 年間の事業計画書〈注①〉及び収支予算書（Ⅲ 作成例 18）
- 8 設置する専攻科（別科）に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等〈注②〉
- 9 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し
- 10 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面（注③）並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図及び校舎明細表（Ⅲ 作成例 23）

## Ⅱ 様式 21

(注)

- 1 あらかじめ県私学振興課と協議すること。
  - ① 設立後3年間の施設・設備の整備計画及びその他の主要な事業計画を、年度別に記載すること。施設・設備の整備については、事業規模、事業費、財源、実施時期等を、その他の主要な事業計画は、教職員組織の充実、寄付金の募集、給与の改定、卒業後の就職先等の確保等を具体的に記載すること。
  - ② 権利の所属を明らかにする証明書類等とは、次の書類をいう。
    - ア 土地及び家屋の登記簿謄本
    - イ 未登記の場合は、前所有者の登記簿謄本及び売買契約書（若しくは寄付申込書）の写し又は不動産の所有についての市町長の証明書
    - ウ 土地が農地等の場合には、上記の書類のほか農地転用許可書等の写し
    - エ 建築中の建物については、建築確認通知書の写し及び請負契約書の写し
  - ③ 校地の状況を明らかにする図面は、校舎敷地、運動場及びその他用地の用途別面積を明らかにした求積図等面積の確認できる書類とすること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
 学校法人名  
 理 事 長 氏 名

### 専攻科（別科）の廃止届

〇〇高等学校に専攻科（別科）を次のとおり廃止したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 廃止の理由

2 廃止の時期

3 廃止の内容

専攻科（別科）	学科名	定員	在籍	備考
		人	人	

4 生徒の処置方法

5 教職員の処置方法

6 資産の処置方法

7 指導要録等の保存方法

**[添付書類]**

- 1 学則（変更前及び変更後）
- 2 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し



年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
学校法人名  
理 事 長 氏 名

## 校 長 採 用 届

〇〇学校の校長を次のとおり定めたので、学校教育法第10条<注①>及び私立学校規程第3条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 氏 名 ふりがな
- 2 専任又は兼任の別
- 3 採用の年月日
- 4 校長の資格の区分<注②>

[添付書類]

- 1 履歴書
- 2 教員免許状の写し
- 3 身体検査書の写し
- 4 誓約書（Ⅲ 作成例10）
- 5 法人の理事会の議事録の写し

(注)

- 1 幼稚園の場合は、「学校、校長」を「幼稚園、園長」と読み替える。また、学校教育法施行規則第21条及び第22条により園長に採用できるのは、同第20条により任用し難い特別の事情がある場合に限定されており、安易に無免許者を採用すべきではない。
- 2 採用した校長が同時に学校法人の理事に就任する場合は、理事変更届（I 様式7）を併せて提出すること。
  - ① 専修学校の場合は「学校教育法第133条で準用する同法第10条」、各種学校の場合は「学校教育法第134条で準用する同法第10条」とすること。
  - ② 校長の資格については、学校教育法施行規則第20条に記載された区分を記載すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
学校法人名  
理 事 長 氏 名

## 校 長 解 職 届

〇〇学校の校長を次のとおり解職したので、私立学校規程第3条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 氏 名 ふりがな
- 2 解職の年月日
- 3 解職の事由

[添付書類]

- 1 法人の理事会の議事録の写し（法人の場合のみ）〈注①〉

(注)

- 1 専修学校の場合もこれに準じて届け出ること。  
① 採用、解職を同時に届け出る場合は省略できる。

## 臨時休業等実施報告書

年 月 日

私学振興課長 様

学校長

次のとおり、臨時休業（授業の一部停止）したので報告します。

### 記

- 1 臨時休業実施日 年 月 日（曜日）  
第 時限から第 時限まで
- 2 臨時休業の理由
- 3 臨時休業に伴う措置

（注）災害、感染症等により授業を臨時に休業した場合に提出する。

II 様式 26

静岡県知事 氏 名 様	年 月 日
	所 在 地 学校法人名 理 事 長 氏 名
<h3>生徒（園児）募集停止報告書</h3>	
○○学校（幼稚園）の 年度の生徒（園児）募集を次のとおり停止したいので、 私立学校法第6条、第64条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。	
生徒（園児）募集を 停止する学校の名称	
生徒（園児）募集を 停止する理由	
生徒（園児）募集を 停止する課程、学科	
教職員の処置方法	
施設設備の処置方法	
<p><b>【添付書類】</b></p> 1 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し 2 過去5年間の生徒等の在籍状況表	

(注)

- 1 募集を停止する年度ごと提出すること。
- 2 廃止に伴う募集停止の場合には、提出不要とする。
- 3 休校とする場合には、授業停止届を提出すること。
- 4 高等学校については、生徒募集を停止しようとする課程及び学科の単位で報告すること。

**【記載例】**

生徒（園児）募集を 停止する学校の名称	○○高等学校
生徒（園児）募集を 停止する理由	近年、○○科への進学希望者が減少し、クラス編制が困難であるため。
生徒（園児）募集を 停止する課程、学科	○○○課程    ○○科
教職員の処置方法	他の○○科があり、担当時間の調整を行う。
施設設備の処置方法	他の○○科と使用区分を調整する。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
学校法人名  
理 事 長 氏 名

## 授業停止届

〇〇学校の授業を次のとおり停止したいので、私立学校規程第2条の規程により、届け出ます。

- 1 理 由
- 2 児童又は生徒の処置
- 3 期 間

### [添付書類]

法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人の場合のみ）

(注)

- 1 専修学校の場合もこれに準じて届け出ること。
- 2 非常災害その他急迫な事情による場合には添付資料は不要。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地  
学 校 名  
校 長 氏 名

## 災害による被害状況報告

〇〇学校の災害による被害状況について、別紙のとおり報告します。

### [添付書類]

- 1 災害による被害状況報告書（様式 28 の 1）
- 2 被害写真

(注)

火災、風水害など地震災害以外の災害に係る被害状況について届け出ること。

## 私立学校等被害情報

市町報告日時：令和 年 月 日 時 分

報告組織・担当者名：

**1 学校名：**

**2 区分：** 1 幼稚園・2 小学校・3 中学校・4 高等学校・5 特別支援学校・6 専修各種学校

**3 児童生徒・教職員の状況**

(1) 児童生徒

(2) 教職員

全児童・生徒数		人	全協職員数		人
在校 状況	保護（残留）	人	在校 状況	保護（残留）	人
	下校（引渡し）	人		下校（引渡し）	人
被害 状況	無事確認	人	被害 状況	無事確認	人
	負傷	人		負傷	人
	死亡	人		死亡	人
	未確認	人		未確認	人

修学旅行等

校外活動状況

**4 施設（設備）被害状況**

	全壊又は半壊により使用不可	一部損傷又は被害無しで使用可
棟名・施設名		

**5 その他の状況**

食料・飲料水等の不足状況

食料	食分
飲料水	人分
寝具等	人分

※避難所運営責任者の指示又は施設内の  
保護（残留）児童生徒数、避難者数より推定

授業再開の支障となるもの	
避難所等の状況	

備考（その他、補足する情報がある場合は、記入してください。）

★学校行事への影響、落下物などありましたらご記入ください。

## 生徒（児童、園児）事故（事件）報告書

年 月 日

静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課長 様

学校長（園長） 氏 名

生徒（児童、園児）に事故（事件）があったので次のとおり報告します。

事故（事件）名
発生日時
発生場所等
生徒（児童、園児）の学年・氏名等
事故（事件）の内容
学校側の対処
その他

提出先 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課  
F A X 054-221-2943 (T E L 054-221-3346)

(注)

- 1 事故（事件）の報告は概要を電話、F A X等で迅速に行った後、詳細を上記書式で後日提出すること。



年 月 日
静岡県知事 氏 名 様
所 在 地
学 校 名
校 長 氏 名
<b>海外修学旅行実施届</b>
〇〇学校の海外修学旅行を実施したいので、計画書を別紙のとおり届け出ます。

<別 紙>

<b>海外修学旅行実施計画書</b>
学校名 _____
1 目 的
2 目的地
3 日 程 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間) <注①>
4 学校連絡先 (所在地、電話番号、FAX番号等)
5 夜間休日連絡先 (連絡責任者名、住所、電話番号等)
6 宿泊先 (所在地、名称、電話番号等)
7 旅行会社 (所在地、名称、電話番号等)
8 保険会社 (所在地、名称、電話番号等)
9 参加者
(1) 課程、学科、学年
(2) 参加生徒数 男 人・女 人 計 人
(3) 参加率 男 %・女 % 計 %
(4) 引率職員 男 人・女 人 計 人 <注②>
10 生徒一人当たり費用
11 その他参考事項

(注)

- ① フライト便名、見学場所、宿泊地等を含む全行程が明らかになる行程表 (3部) を添付すること。
- ② 参加者全員の氏名、年齢、性別が明らかになる名簿を添付すること。
- ③ 外務省宛書式 3部 (旅行に参加する生徒が10人以上の場合のみ)
- ④ 身元を保証する外国人生徒リスト 3部 (該当する場合のみ)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
 学校名  
 指定番号  
 校長 氏 名

### 学校学生生徒旅客運賃割引証交付願

次のとおり学校学生生徒旅客運賃割引証を交付願います。

請求枚数	課程・学科名	生徒数	未使用枚数
枚		人	枚  ( 年 月 日現在)
		人	
	計	人	

### 受 領 書

学割証 枚受領しました。

年 月 日

受領者 職 氏 名

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長等代表者名 氏 名  
〈注①〉

## 学校設置計画書

〇〇学校を設置したいので、関係書類を添えて計画書を提出します。

### [添付書類]

- 1 設置趣意書
- 2 設置要項（II 様式1の1）
- 3 学則
- 4 施設・設備調書（III 作成例22（その1））
- 5 飲料水に関する証明書
- 6 学級編制表（III 作成例24）
- 7 教職員組織表（III 作成例25）
- 8 教職員名簿（III 作成例26）及び教職員人件費内訳表（III 作成例27）
- 9 校長及び教員の履歴書（III 作成例9）、最終学校卒業証書の写し又は卒業証明書、誓約書（III 作成例10）、教育職員免許状の写し及び身体検査書
- 10 教職員別担当時間数表（幼稚園を除く）（III 作成例28）
- 11 学校医等の就任承諾書（III 作成例13）
- 12 創立費調書（III 作成例19）
- 13 計画書提出年度から修業年限の最終年度までの事業計画書及び収支予算書  
（III 作成例18）
- 14 設置する学校に係る不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 15 照度証明書（夜間において授業を行う学校のみ）
- 16 設置者関係書類
  - (1) 設置者が法人の場合
    - ア 寄附行為等
    - イ 財産目録（III 作成例14）

## Ⅱ 様式 32

- ウ 法人の登記簿謄本（既存の法人のみ）
- エ 法人の理事会及び評議員会の議事録の写し（法人新設の場合は、設立決議録）
- オ 理事長（法人新設の場合は、設立代表者）の履歴書
- (2) 設置者が個人の場合
  - ア 設置者の履歴書及び誓約書（Ⅲ 作成例 10）
  - イ 設置者の住民票及び印鑑登録証明書
- 16 当該学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図及び校舎明細表（Ⅲ 作成例 23）
  
- （以下、学校法人を併せて設立する場合のみ）
- 17 寄附行為
- 18 設立趣意書
- 19 設立発起人会決議録の写し
- 20 設立代表者を定めたときは、その権限を証する書類（Ⅰ 様式 1 の 1）
- 21 学校法人の役員等組織（Ⅰ 様式 1 の 2）
- 22 役員の就任承諾書（Ⅲ 作成例 6）、履歴書及び誓約書（Ⅲ 作成例 10）
- 23 財産目録（Ⅲ 作成例 14）
- 24 不動産の権利の所属を明らかにする証明書類等（注⑥）及び不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書類
- 25 負債償還計画書（Ⅲ 作成例 20）

### 〈注〉

#### 1 提出部数 2 部

- ① 設置者が個人の場合は、住民票に記載された住所、氏名を記載すること。
- ② 学校法人を併せて設立する場合は、「学校法人設立及び学校設置計画書」とすること。

### Ⅲ 【 添 付 様 式 】 編



## 学校法人〇〇学園寄附行為

赤字・二重下線箇所は、租税特別措置法等で定める要件となっているため、削除や要件緩和をすると税控除されない可能性があります。

### 第1章 総 則

#### 【注意事項】

#### (名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県〇〇市（〇〇区）〇〇町〇〇番地に置く。

#### 【第2条】

● 法人の登記簿謄本と同じにする。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

#### (設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科
- (2) 〇〇高等学校 定時制課程 〇〇科
- (3) 〇〇高等学校 通信制課程 〇〇科
- (4) 〇〇中学校
- (5) 〇〇小学校
- (6) 〇〇幼稚園
- (7) 〇〇専修学校 〇〇課程
- (8) 〇〇各種学校
- (9) 幼保連携型認定こども園 〇〇園

#### 【第3条】

● 幼保連携型認定こども園のみを設置する場合

「この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。」

● 他の学校と併せて幼保連携型認定こども園を設置する場合

「この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。」

#### (付随事業)

第4条の2 この法人は、次に掲げる付随事業を行う。

- (1) 認可外保育施設〇〇の設置運営
- (2) 〇〇〇〇

#### (収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 書籍・文房具小売業
- (2) 各種食料品小売業
- 2 前項の収益事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得なければならない。

#### 【第4条の2】

● 付随事業を行わない場合、( )内は不要  
● 幼稚園設置法人の場合、認可外保育施設の設置運営は付随事業とする。

※ 平成21年2月26日付け20文科高第855号通知参照

#### 【第5条】

● 収益事業を行わない場合、( )内は不要  
● 事業名は適宜修正

### 第3章 役員及び理事会

#### (役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇人
- (2) 監事 〇人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

#### (理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 〇〇高等学校の校長（〇〇幼稚園の園長、〇〇専修学校の校長など）
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 〇人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、校長（園長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

#### 【第6条】

● (1) 理事の定数は6人以上とすること。  
● 常務理事を置かない場合、( )内は不要

#### 【第7条(1)、第9条第2項】

● 校長（園長）については、不要なものを削除

#### 【参考】

「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」

第6条 「役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。」

3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。

4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。

#### (監事の選任)

第8条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

#### (親族関係者の制限)

第9条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員（校（園）長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることにはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

#### (役員任期)

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長【又は常務理事】にあっては、その職務を含む。）を行う。

**(役員)の補充)**

**第11条** 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

**(役員)の解任及び退任)**

**第12条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

**(役員)の報酬)**

**第13条** 役員は、その地位について報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

**(理事長)の職務)**

**第14条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

**(常務理事)の職務)** …理事長以外に代表権を付与する場合

**第14条の2** 常務理事は、理事長を補佐し、この法人を代表する。

従たる事務所の業務についてのみ代表する。 など

**(理事)の代表権)の制限)**

**第15条** 理事長【及び常務理事】以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

**(理事長)の代理等)**

**第16条** 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

**(監事)の職務)**

**第17条** 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを静岡県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

**(理事会)**

**第18条** この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

**【第10条第3項】**

● 常務理事を置いていない場合、【 】内は不要

**【第13条第1項】**

※ 幼稚園のみを設置する法人は、原則、下記の理由により寄附行為例の条文とする。

● 「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」第7条第1項において、「役員及び評議員は、常勤の理事、園長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬をうけてはならない」と規定されている。

※ 幼稚園以外の学校を設置している法人で、役員報酬規程を評議員会、理事会において承認されている場合は、次のとおりとする。

「役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。」

**【第14条の2】**

● 常務理事を置かない場合、( )内は不要

**【第15条】**

● 常務理事を置かない場合、【 】内は不要



- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

**(議事録)**

- 第19条** 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

**(評議員会)**

- 第20条** この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

**(議事録)**

- 第21条** 第19条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。
- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

**(諮問事項)**

- 第22条** 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- 【(8) 収益事業に関する重要事項】
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

**(評議員会の意見具申等)**

- 第23条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

**(評議員の選任)**

- 第24条** 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 〇〇人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者 〇〇人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 〇〇人
- 2 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする

**【第21条】**

- 議長及び議長以外で互選された2人及び出席した監事とする。

**【第22条】**

- 同意事項とすることも可

- (8) 収益事業を行わない場合、【 】内は不要

**【第24条】**

- 在任する評議員の人数は、理事の定数の2倍を超える数（理事6人の場合は13人以上、理事7人の場合は15人以上）とする。

**【参考】**

「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」  
第6条 「役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充て

る。

**(評議員の任期)**

**第25条** 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

**(評議員の解任及び退任)**

**第26条** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

**(準用規定)**

**第27条** 第13条の規定は、評議員について準用する。

第5章 資産及び会計

**(資産)**

**第28条** この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

**(資産の区分)**

**第29条** この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産【及び収益事業用財産】とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産【又は収益事業用財産】に編入する。

**(基本財産の処分の制限)**

**第30条** 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

**(積立金の保管)**

**第31条** 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

**(経費の支弁)**

**第32条** この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

**(会計)**

**第33条** この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

**(予算及び事業計画)**

**第34条** この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

**(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)**

**第35条** 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

**(決算及び実績の報告)**

**第36条** この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

**(財産目録等の備付け及び閲覧)**

**第37条** この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

ることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。

**【第29条】**

● 収益事業を行わない場合、【 】内は不要

● 収益事業を行わない場合、( )内は不要

● 収益事業を行わない場合、【 】内は不要

**【第32条】**

● 幼保連携型認定こども園のみを設置する場合

「授業料収入、入学金収入、検定料収入」を「保育料収入等」とする。

**【第33条】**

● 収益事業を行わない場合、( )内は不要

**【第36条】**

● 収益事業を行わない場合、( )内は不要

**(資産総額の変更登記)**

**第38条** この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

**(会計年度)**

**第39条** この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

**(解散)**

**第40条** この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 静岡県知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては静岡県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては静岡県知事の認定を受けなければならない。

**(残余財産の帰属者)**

**第41条** この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人【又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人】に帰属する。

※【 】は、今後、社会福祉法人と合併する可能性がある場合は、加えること。

**(合併)**

**第42条** この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て静岡県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

**(寄附行為の変更)**

**第43条** この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、静岡県知事に届け出なければならない。

第8章 補 則

**(書類及び帳簿の備付)**

**第44条** この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 1 役員及び評議員の履歴書
- 2 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 3 その他必要な書類及び帳簿

**(公告の方法)**

**第45条** この法人の公告は、学校法人〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

**(施行細則)**

**第46条** この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

- |         |      |
|---------|------|
| 理事（理事長） | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 監事      | 〇〇〇〇 |
| 監事      | 〇〇〇〇 |

2 第24条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母若しくは保護者」と読み替える。

3 この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（令和●年●月●日）から施行する。

※ この他、役員の損害賠償責任に関し、以下の規定を置くことが考えられる。

(責任の免除)

第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

参考 (国QA Q10-11)

○ 監事の同意については、個別の同意書など、監事の同意の意思が明確に確認できる形で取ることが適当と考えられます。

(国QA Q10-16)

○ 寄附行為のどの場所に置くかについては、各学校法人において判断される事柄となります（例えば、第5章の資産及び会計の中や第8章の補則の中に置くことが考えられます）。

## 学校法人〇〇学園寄附行為

赤字・二重下線箇所は、租税特別措置法等で定める要件となっているため、削除や要件緩和をすると税控除されない可能性があります。

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇学園と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県〇〇市(〇〇区)〇〇町〇〇番地に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

#### (設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科
- (2) 定時制課程 〇〇科
- (3) 通信制課程 〇〇科
- (4) 〇〇中学校
- (5) 〇〇小学校
- (6) 〇〇幼稚園
- (7) 〇〇専修学校 〇〇課程
- (8) 〇〇各種学校
- (9) 幼保連携型認定こども園 〇〇園

#### (付随事業)

第4条の2 この法人は、次に掲げる付随事業を行う。

- (1) 認可外保育施設〇〇の設置運営
- (2) 〇〇〇〇

### 第3章 役員及び理事会

#### (役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 〇人
- (2) 監事 〇人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち〇人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

#### (理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 〇〇高等学校の校長(〇〇幼稚園の園長、〇〇専修学校の校長など)
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 〇人
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 〇人

2 前項第1号及び第2号の理事は、校長(園長)又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

#### (監事の選任)

第7条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

#### (親族関係者の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員(校(園)長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。)が含まれることにはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

#### (役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、〇年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長【又は常務理事】にあつては、その職務を含む。)を行う。

#### (役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

#### (役員解任及び退任)

#### 【注意事項】

#### 【第2条】

- 法人の登記簿謄本と同じにする。

#### 【第3条】

- 幼保連携型認定こども園のみを設置する場合

「この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。」

- 他の学校と併せて幼保連携型認定こども園を設置する場合

「この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。」

#### 【第4条の2】

- 付随事業を行わない場合、( )内は不要
- 幼稚園設置法人の場合、認可外保育施設の設置運営は付随事業とする。

※ 平成21年2月26日付け20文科高第855号通知参照

\* 付随事業の追加・修正がある場合、別途御相談ください。

#### 【第5条】

- (1) 理事の定数は6人以上とすること。
- 常務理事を置かない場合、( )内は不要

#### 【第6条(1)、第8条第2項】

- 校長(園長)については、不要なものを削除

#### 【参考】

「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」

第6条 「役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者の中から公正に選任されなければならない。

3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。

4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。

#### 【第9条第3項】

- 常務理事を置いていない場合、【 】内は不要

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

第12条 役員は、その地位について報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務) …理事長以外に代表権を付与する場合

第13条の2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人を代表する。

従たる事務所の業務についてのみ代表する。 など

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長【及び常務理事】以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを静岡県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

【第12条第1項】

※ 幼稚園のみを設置する法人は、原則、下記の理由により寄附行為例の条文とする。

● 「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」第7条第1項において、「役員及び評議員は、常勤の理事、園長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬をうけてはならない」と規定されている。

※幼稚園以外の学校を設置している法人で、役員報酬規程を評議員会、理事会において承認されている場合は、次のとおりとする。

「役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。」

【第13条の2】

● 常務理事を置かない場合、( )内は不要【第14条】

● 常務理事を置かない場合、【 】内は不要

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

#### 第4章 評議員会及び評議員

##### （評議員会）

**第19条** この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

##### （議事録）

**第20条** 第18条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用する。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、又は議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

##### （諮問事項）

**第21条** 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(3) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 寄附行為の変更

(6) 合併

(7) 目的たる事業の成功の不能による解散

(8) 寄附金品の募集に関する事項

(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

##### （評議員会の意見具申等）

**第22条** 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

##### （評議員の選任）

**第23条** 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で理事会において推せんされた者の中から、評議員会において選任した者 〇〇人

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものの中から、理事会において選任した者 〇〇人

(3) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 〇〇人

2 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

##### （評議員の任期）

**第24条** 評議員の任期は、〇年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

##### （評議員の解任及び退任）

**第25条** 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

【第20条】

● 議長及び議長以外で互選された2人及び出席した監事とする。

【第21条】

● 同意事項とすることも可

【第23条】

● 在任する評議員の人数は、理事の定数の2倍を超える数（理事6人の場合は13人以上、理事7人の場合は15人以上）とする。

【参考】

「幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規」

第6条 「役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者の中から公正に選任されなければならない。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(準用規定)

第26条 第12条の規定は、評議員について準用する。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在より、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 静岡県知事の解散命令

【第31条】

● 施設型給付幼稚園、認定こども園のみ設置の場合

「授業料収入、入学金収入、検定料収入」を「保育料収入等」とする。



2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては静岡県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては静岡県知事の認定を受けなければならない。

**(残余財産の帰属者)**

**第40条** この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人【又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人】に帰属する。

※【 】は、今後、社会福祉法人と合併する可能性がある場合は、加えること。

**(合併)**

**第41条** この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て静岡県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

**(寄附行為の変更)**

**第42条** この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を得て、静岡県知事に届け出なければならない。

第8章 補則

**(書類及び帳簿の備付)**

**第43条** この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 1 役員及び評議員の履歴書
- 2 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 3 その他必要な書類及び帳簿

**(公告の方法)**

**第44条** この法人の公告は、学校法人〇〇学園の掲示場に掲示して行う。

**(施行細則)**

**第45条** この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

- |         |      |
|---------|------|
| 理事（理事長） | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 理事      | 〇〇〇〇 |
| 監事      | 〇〇〇〇 |
| 監事      | 〇〇〇〇 |

2 第24条第1項第2号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母若しくは保護者」と読み替える。

3 この寄附行為は、静岡県知事の認可の日（令和●年●月●日）から施行する。

※ この他、役員らの損害賠償責任に関し、以下の規定を置くことが考えられる。

**(責任の免除)**

第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

**(責任限定契約)**

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

**参考**（国QA Q10-11）

○ 監事の同意については、個別の同意書など、監事の同意の意思が明確に確認できる形で取ることが適当と考えられます。

（国QA Q10-16）

○ 寄附行為のどの場所に置くかについては、各学校法人において判断される事柄となります（例えば、第5章の資産及び会計の中や第8章の補則の中に置くことが考えられます）。

## 〇〇高等学校学則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この高等学校は、〇〇高等学校という。

(位置)

第2条 〇〇高等学校は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(目的)

第3条 〇〇高等学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(課程、学科、定員、修業年限及び入学資格)

第4条 課程、学科および生徒の定員については、次のとおりとする。

課程	学科	入学定員	総定員	修業年限	入学資格
全日制課程	〇〇科	〇〇人	〇〇人	3年	中学卒業若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
	〇〇科	〇〇人	〇〇人		
定時制課程 (昼間又は夜間)	〇〇科	〇〇人	〇〇人	4年	

### 第2章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日又は毎月の第〇土曜日
- (4) 学年始休業日 〇月〇日から〇月〇日まで
- (5) 夏季休業日 〇月〇日から〇月〇日まで

### Ⅲ 作成例 2

- (6) 冬季休業日 ○月○日から○月○日まで
- (7) 学年末休業日 ○月○日から○月○日まで
- (8) その他校長が必要と認めた休業日

## 第 3 章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第 8 条 教育課程及び授業日時数は、学習指導要領に定める基準により、校長が編成する。  
2 教育課程表は、別表のとおりとする。

## 第 5 章 入学、退学、休学、編入学、転学、留学等

(入学)

第 9 条 入学は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 54 条の 4 の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する。

2 入学の時期は、学年の始めとする。

3 校長は、前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、かつ教育上支障がない時は、第 5 条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、編入学（第 14 条に規定する編入学を除く。）を許可することができる。

(退学)

第 10 条 退学しようとする者は、保護者（親権者又は後見人をいう。退学しようとする者が成年に達している場合又は特別な理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者）に読み替えるものとする。以下同じ。）と連署した別記様式第○号による退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(復校)

第 11 条 退学した者が復校を希望するときは、校長は、特別な理由があると認めたときに限り、これを許可することができる。

(休学)

第 12 条 病気その他やむを得ない理由によって休学しようとする者は、保護者と連署した別記様式第○号による休学願に、医師の診断書又は理由を証するに足る書類を添えて校長に願い出ることができる。

2 校長は、3 月以上 1 年以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、あらためて、校長の許可を得なければならない。

(復学)

第 13 条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者と連署した別記様式第○号による復学願を、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(編入学資格)

### Ⅲ 作成例 2

第 14 条 校長は、相当年齢に達し、入学しようとする学年に在学するものと同等以上の学力があると認められた者については、教育上支障がない場合、第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に編入学を許可することができる。

2 編入学をしようとする者は、保護者と連署した別記様式第〇号による編入学願を校長に提出しなければならない。

(転学)

第 15 条 転学しようとする者は、保護者と連署した別記様式第〇号による転学願を校長に提出しなければならない。

2 前項の転学願いを適当と認めるときは、校長は、その理由を記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(転学の受入れ)

第 16 条 他の高等学校から本校に転学を希望する生徒があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の校長に通知し、指導要録の写その他必要な書類の送付を受けなければならない。

(転科)

第 17 条 転科は、校長が特別の理由があると認め、かつ、転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。

2 生徒が転科しようとするときは、保護者と連署した別記様式第〇号による転科願を校長に提出しなければならない。

(留学)

第 18 条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者と連署した別記様式第〇号による留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、36 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、第 5 条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(出席停止)

第 19 条 校長は、生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることができる。

## 第 5 章 教育課程、課程の修了及び卒業

(教育課程)

第 20 条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に基づき編成し、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(卒業及び課程の修了の認定)

### Ⅲ 作成例 2

第 21 条 卒業又は各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、所定の単位を修得した者について、校長がこれを認定する。

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第 5 条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、卒業又は各学年の課程の修了を認定することができる。

(卒業証書の授与)

第 22 条 校長は、高等学校の全課程を修了したと認めた者には、別記様式〇号による卒業証書を授与する。

(原級留置)

第 23 条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

## 第 6 章 職員組織

(職員組織)

第 24 条 本校に次の職員を置く。

※ (1) 校長	1 名
※ (2) 教頭 (副校長)	名
※ (3) 教諭	名
(4) 養護教諭	名
※ (5) 司書教諭	名
※ (6) 実習助手	名
(7) 講師	名
※ (8) 事務長	名
※ (9) 事務職員	名
※ (10) 養護職員	名
※ (11) 学校医	名
※ (12) 学校歯科医	名
※ (13) 学校薬剤師	名
(14) 学校作業員等	名

(注)

職名に※印の付してあるものは必置です。  
ただし、(5) 司書教諭については、12 学級以上の学校において必置となります。  
また、必要に応じて「副校長、主幹教諭、指導教諭」を置くことができます。

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

3 教頭は、校長を助け校務を整理する。

4 事務長は、校長の監督を受け事務をつかさどる。

5 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第 7 章 賞 罰

(褒賞)

第 25 条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を褒賞することができる。

(懲戒)

### Ⅲ 作成例 2

第 26 条 教育上必要があると認めるときは、校長及び教員は、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

#### 第 8 章 授業料、入学料及び検定料等

(授業料、入学料及び検定料等)

第 27 条 本校の授業料、入学料及び検定料等は、次のとおりとする。

区 分	全日制課程	定時制課程
授業料（年額）又は（月額）	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
維持管理費（年額）又は（月額）	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
図書費（年額）又は（月額）	〇〇〇円	〇〇〇円
暖房費（年額）	〇〇〇円	〇〇〇円
入 学 料	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
施 設 費	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
検 定 料	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円

(注) 生徒納付金として徴収しているものは、名称にこだわらず、すべて記載する。

2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入するものとする。

3 授業料を期限内に納入しないときは、学校は遅滞なく期限を付し督促するものとする。

4 生徒が休学したときは、第 2 項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

5 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

6 入学検定料の納付は、入学願書提出と同時に行うものとする。

7 校長は、入学を許可した者が入学料を期限内に納入しない時は、入学許可を取り消すことができる。

8 既に納入した授業料、入学検定料及び入学料は、原則として返還しない。

9 校長は、特別の事情があると認めたときは、授業料等を減免することができる。

## 第 9 章 寄宿舎

(寄宿舎)

第 33 条 本校に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎については、別に定める。

附 則

1 この学則は、 年 月 日から施行する。

2 この学則の施行に際し、必要な事項は、校長が別に定める。

別表：小学校教育課程

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国語						
	社会						
	算数						
	理科						
	生活						
	音楽						
	図画工作						
	家庭						
	体育						
道徳							
特別活動							
総合的な学習の時間							
総授業時数							

(注1) 各学年ごと、各教科等の年間授業時数を記載すること。



別表：中学校教育課程

区分		第1学年	第2学年	第3学年	備考
各教科の授業時数	国語				
	社会				
	数学				
	理科				
	音楽				
	美術				
	保健体育				
	技術・家庭				
	外国語				
道徳					
特別活動					
選択教科(1)					選択教科数は、 第2学年において1以上 第3学年において2以上
選択教科(2)					
選択教科合計					
総合的な学習の時間					
総授業時数					

(注1) 各学年ごと、各教科等の年間授業時数を記載すること。

別表：高等学校教育課程

区分	科目	標準 単位	学科名				
			コース名				
			1年	2年	3年	合計	
各教科の授業時数	国語						
	地理歴史						
	公民						
	数学						
	理科						
	保健体育						
	芸術						
	外国語						
	家庭						
	情報						
	学校設定教科						
	専門教育に関する教科・科目	農業					
工業							
商業							
水産							
家庭							
看護							
情報							
福祉							
理数							
体育							
音楽							
美術							
英語							
学校設定教科							
教科合計単位数							
総合的な探求の時間							
合計単位数							
特別活動	ホームルーム活動						
備考							

(注1) 教科・科目名は、学習指導要領にある順に記入する。

## 〇〇幼稚園園則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この幼稚園は、〇〇幼稚園という。

(位置)

第2条 〇〇幼稚園は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(目的)

第3条 〇〇幼稚園は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

(保育年限及び入園資格等)

第4条 保育年限、定員、学級数及び入園資格は、次のとおりとする。

年齢別	保育年限	定員	学級数	入園資格
3歳児	3年			満3歳から満4歳未満の幼児
4歳児	2年			満4歳から満5歳未満の幼児
5歳児	1年			満5歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児
計				

### 第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。ただし、園長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 毎月の第2及び第4土曜日
- (4) 夏季 ○月○日から○月○日まで
- (5) 冬季 ○月○日から○月○日まで
- (6) 学年末 ○月○日から○月○日まで

### Ⅲ 作成例 3

(7) . . . . .

#### 第 3 章 保育内容及び保育時間

(保育内容)

第 8 条 保育内容は、保健・人間関係・環境・言葉・表現等とする。

(保育時間)

第 9 条 保育時間は、午前〇時から午後〇時までとする。ただし、季節によって変更することがある。

#### 第 4 章 教育課程修了の認定

(認定の基準)

第 10 条 教育課程の修了は、園長が認定する。

(証書の授与)

第 11 条 園長は、所定の教育を終了したと認めた者には、修了証書を授与する。

#### 第 5 章 入園、退園、転園及び休園

(入園)

第 12 条 入園については、幼稚園所定の手続を経なければならない。

(退園及び転園)

第 13 条 退園又は転園しようとするときは、その理由を付して保護者から園長に願い出なければならない。

(休園)

第 14 条 園長は、病気その他やむを得ない理由により引き続き 1 月欠席し、なお、2 月以上欠席を要すると認められる者が休園を願い出た場合には、1 年以内を限り休園を許可することができる。

2 園長は、教育上必要と認めたときは、1 年以内を限り休園を命ずることができる。

#### 第 6 章 教職員組織

(教職員組織)

第 15 条 教職員組織は、次のとおりとする。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 園長    |   |
| (2) 教頭    | 人 |
| (3) 教諭    | 人 |
| (4) 助教諭   | 人 |
| (5) 養護教諭  | 人 |
| (6) 養護助教諭 | 人 |
| (7) 講師    | 人 |
| (8) 園内科医  | 人 |

### Ⅲ 作成例 3

- |           |   |
|-----------|---|
| (9) 園歯科医  | 人 |
| (10) 園薬剤師 | 人 |
| (11) 事務職員 | 人 |

## 第 7 章 毎月納付金及び入園料

(毎月納付金)

第 16 条 毎月納付金は、次のとおりとする。

- |           |    |      |
|-----------|----|------|
| (1) 保育料   | 月額 | 〇〇〇円 |
| (2) 教材費   | 月額 | 〇〇〇円 |
| (3) 施設設備費 | 月額 | 〇〇〇円 |

2 毎月納付金は、毎月〇日までにその月分を納付しなければならない。ただし、第 14 条の規定により、休園を許可された者又は休園を命じられた者は、納付することを要しない。

(入園料)

第 17 条 入園を許可された者は、所定の日までに入園料〇〇〇円を納付しなければならない。

(返還)

第 18 条 既に納付した毎月納付金及び入園料は、原則として返還しない。

(減免)

第 19 条 園長は、特別の事情がある園児に対し、保護者の申請により毎月納付金及び入園料の全部又は一部を免除することができる。

## 第 8 章 ほう賞

(ほう賞)

第 20 条 園長は、心身の発達が著しく他の模範となる者をほう賞することができる。

## 第 9 章 雑則

第 21 条 この園則の実施に関し必要な細則は、園長が別に定める。

附 則

- 1 この園則は、 年 月 日から実施する。
- 2 . . . . .

附 則

この改正は、 年 月 日から施行する。

## 〇〇専修学校学則

### 第1章 総則

(名称)

**第1条** この専修学校は、〇〇学校（以下「本校」という。）という。

(位置)

**第2条** 本校は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(目的)

**第3条** 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、〇〇〇〇を養成することを目的とする。

(課程、学科、定員、修業年限及び入学資格)

**第4条** 課程、学科及び生徒の定員については、次のとおりとする。

課程	学科	昼夜別	入学定員	総定員	修業年限	入学資格
〇〇専門課程	〇〇科		〇〇人	〇〇人	2年	
	〇〇科		〇〇人	〇〇人		
〇〇高等課程	〇〇科		〇〇人	〇〇人	3年	

### 第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

**第5条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第6条** 学年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

**第7条** 休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 毎月の第2及び第4土曜日
- (4) 学年始休業日 〇月〇日から〇月〇日まで
- (5) 夏季休業日 〇月〇日から〇月〇日まで
- (6) 冬季休業日 〇月〇日から〇月〇日まで
- (7) 学年末休業日 〇月〇日から〇月〇日まで

### III 作成例 4

(8) その他校長が必要と認めた休業日

## 第3章 教育課程及び授業日時数

### (教育課程及び授業日時数)

**第8条** 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。

2 別表に定める授業時数の1単位時間は、50分とする。

### (授業時間)

**第9条** 授業時間は、次のとおりとする。

(1) ○○課程は、○時○分から○時○分まで

(2) ○○課程は、○時○分から○時○分まで

### (授業時数の単位数への換算)

**第10条** 高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、35時間をもって1単位とする。

2 専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては○時間をもって1単位、演習にあつては○時間をもって1単位、実験、実習、実技にあつては○時間をもって1単位とする。

### (他の専修学校等における授業科目の履修)

**第11条** 他の専修学校、大学等において別表○に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時間の4分の1を超えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

## 第4章 入学、退学、休学、転学等

### (入学時期)

**第12条** 本校の入学の時期は、学年の始めとする。

### (入学手続)

**第13条** 本校の入学時期は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第31条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から○日以内に第32条に定める入学料を添え手続をとらなければならない。

### (退学)

**第14条** 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

### (復校)

**第15条** 退学した者が復校を希望するときは、校長は、特別な理由があると認めるときに限り、これを許可することができる。

### (休学)

### Ⅲ 作成例 4

**第 16 条** 病気又は止むを得ない事由によって、○日以上休学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、3月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、あらためて、校長の許可を得なければならない。

#### (復学)

**第 17 条** 休学中の者が復学しようとするときは、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

#### (転学)

**第 18 条** 転学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の転学願を適当と認めたときは、校長は、その理由を記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

#### (転学の受入れ)

**第 19 条** 本校への転学を希望する者のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

2 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知し、指導要録の写その他必要な書類の送付を受けなければならない。

#### (転科)

**第 20 条** 転科は、校長が特別の理由があると認め、かつ、転学後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。

2 生徒が転科しようとするときは、保護者と連署した別記様式第○号による転科願を校長に提出しなければならない。

#### (出席停止)

**第 21 条** 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）その他感染症の予防に関して規定する法律に規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

## 第 5 章 成績評価、課程の修了及び卒業

#### (成績評価)

**第 22 条** 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期に行う試験、実習の成果、履修状況等に総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

#### (卒業及び課程の修了の認定)

**第 23 条** 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は、卒業又は各学年の課程の修了の認定を行う。

#### (卒業証書の授与)

**第 24 条** 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程の名称及び修業



### Ⅲ 作成例 4

年限を記載した卒業証書を授与する。

#### (称号の付与)

**第 25 条** 前条により、〇〇専門課程〇〇学科を修了した者には、専門士（〇〇専門課程）の称号を授与する。

## 第 6 章 職 員

**第 26 条** 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 人
- (2) 教 頭 人
- (3) 教 員 人

課程	〇〇課程	〇〇課程	計
教員	人	人	人
講師	人	人	人
助手	人	人	人

- (4) 事務教員 人
- (5) 学 校 医 人

## 第 7 章 科目等履修生

#### (科目等履修生)

**第 27 条** 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

## 第 8 章 賞 罰

#### (ほ う 賞)

**第 28 条** 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

#### (懲 戒)

**第 29 条** 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要があると認める場合には、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

### 第 9 章 授業料、入学検定料及び検定料等

#### (授業料等)

**第 30 条** 本校の授業料、実験実習費及び〇〇〇は、次のとおりとする。

課程・学科	〇 〇 課 程		〇 〇 課程
	〇 〇 〇 科	〇 〇 〇 科	〇 〇 〇 科
授 業 料	円(月額)	円(月額)	円(月額)
実験実習費	円(月額)	円(月額)	円(月額)
〇 〇 〇	円(月額)	円(月額)	円(月額)

- 2 授業料、実験実習費及び〇〇は、毎月（各学期ごとに）学校の指定する期日までにその月分（学期分）を納入するものとする。
- 3 授業料を期限内に納入しないときは、学校は遅滞なく期限を附し督促するものとする。
- 4 校長は、前項の督促をしてもなお、授業料を納入しないときは、特別の事情のある場合を除くほか、その者を出席停止又は除籍することができる。

#### (入学検定料)

**第 31 条** 入学を志願する者は、入学検定料〇〇円を納付しなければならない。

- 2 入学検定料の納付は、入学願書提出と同時に行うものとする。

#### (入 学 料)

**第 32 条** 入学を許可された者は、定められた期間内に入学料〇〇円を納付しなければならない。

- 2 校長は、入学を許可した者が前項の入学料を期限内に納入しないときは、入学許可を取り消すことができる。

#### (返 還)

**第 33 条** 既に納付した授業料、入学検定料、入学料及び〇〇〇は、原則として返還しない。  
ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金を除き返還する。

#### (授業料等の減免等)

**第 34 条** 校長は、特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

- 2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

### 第 10 章 寄 宿 舎

**第 35 条** 学校に寄宿舎を付置する。

- 2 寄宿舎に入舎しようとする者又は退舎しようとする者は、保護者と連署して校長に願出なければならない。
- 3 寄宿舎には舎監を置く。
- 4 寄宿舎に関し必要な細則は、校長が別に定める。

## 第 11 章 附 帯 教 育

**第 36 条** 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

科 名	昼 夜 別	修 業 期 間	総 定 員	備 考
			人	
			人	

2 附帯教育の入学料、授業料その他必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 雑 則

**(健康診断)**

**第 37 条** 学校保健安全法第 13 条の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

**第 38 条** この学則の施行上必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和〇年〇月〇日から実施する。

附 則

この改正は、令和〇年〇月〇日から施行する。

ただし、第〇条の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日以前に入学した者については、なお従前の例による。

別 表

## 教 育 課 程 表

〇〇課程〇〇科

科目区分	必修 ・ 選択の	授業科目	第1学年		第2学年		授業時数合計(単位数)
			週間授業 時数	年間授業 時数	週間授業 時数	年間授業 時数	
一般科目	必修						( )
							( )
							( )
							( )
	選択						( )
							( )
							( )
							( )
専門科目	必修						( )
							( )
							( )
							( )
	選択						( )
							( )
							( )
							( )
〇〇科目	必修						( )
							( )
							( )
							( )
	選択						( )
							( )
							( )
							( )
必修科目授業時数							( )
選択科目授業時数							( )
卒業に必要な総授業時数							( )
年間授業日数							( )

## 理 事 会 議 事 録

1. 日 時
2. 開催場所
3. 理事定数 ○人
4. 出席理事 ○人 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○  
○○○○ ○○○○ ………
5. 欠席理事 ○人 ○○○○
6. 議 案

- (1) ○○学校の設置及び学校設置に伴う寄附行為の一部変更について
- (2) ○○○○氏申込みの学校資産寄附受領について

7. 議 事

○時○分寄附行為により○○○○氏が議長となり、定足数に達したので開会する旨を宣して議案の審議にはいった。寄附行為第○条の規定により議事録署名人として、○○○○氏及び○○○○氏を選任した。各議案の審議の要領及び賛否の結果は次のとおりである。

- (3) ○○学校の設置及び学校設置に伴う寄附行為の一部変更について  
……………
- (4) ○○○○氏申込みの学校資産寄附受領について  
……………

以上、本日の議案の審議をすべて終了、○時○分議長閉会を宣した。  
以上の議決を明確にするため、本議事録を作成、議長及び議事録署名人が署名押印する。

年 月 日  
議事録署名人  
議 長 ○○○○ 印  
理 事 ○○○○ 印  
理 事 ○○○○ 印

(注)

- 1 審議の状況については、各議案に発言者の氏名及び発言の要旨等を記載すること。
- 2 賛否の結果については、賛成者及び反対者の数を明示すること。
- 3 議事録への署名・押印については、寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議長及び出席理事のうちから互選されたもの2人以上が行うこと。
- 4 寄附行為の定めにより評議員会の意見聴取又は同意が必要な場合は、あらかじめ評議員会を開催すること。

## 評 議 員 会 議 事 録

1. 日 時
2. 開催場所
3. 評議員定数 ○人
4. 出席評議員 ○人   ○○○○   ○○○○   ○○○○   ○○○○  
                                  ○○○○   ○○○○   …………
5. 欠席評議員 ○人   ○○○○

6. 議 案

- (1) ○○学校の設置及び学校設置に伴う寄附行為の一部変更について
- (2) ○○○○氏申込みの学校資産寄附受領について

7. 議 事

○時○分互選により○○○○氏が議長となり、定足数に達したので開会する旨を宣して議案の審議にはいった。寄附行為第○条の規定により議事録署名人として、○○○○氏及び○○○氏を選任した。各議案の審議の要領及び賛否の結果は次のとおりである。

- (3) ○○学校の設置及び学校設置に伴う寄附行為の一部変更について  
……………
- (4) ○○○○氏申込みの学校資産寄附受領について  
……………

以上、本日の議案の審議をすべて終了、○時○分議長閉会を宣した。  
以上の議決を明確にするため、本議事録を作成、議長及び議事録署名人押印する。

年 月 日		
議事録署名人		
議 長	○○○○	印
評議員	○○○○	印
評議員	○○○○	印

(注)

- 1 議長及び議事録署名人の選任方法は、寄附行為の定めにより異なる場合があるので、注意すること。
- 2 議事録への署名・押印については、寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議長及び出席評議員のうちから互選されたもの2人以上が行うこと。
- 3 その他は理事会の議事録の注と同じ。

## 就 任 承 諾 書

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名

印 (実印)

学校法人〇〇学園設立のうえは、理事（監事）に就任することを承諾します。

Ⅲ 作成例 7

<h2>役員就任承諾書</h2>	
年 月 日	
学校法人〇〇学園 理事長 〇〇〇〇 様	
	住 所 氏 名
学校法人〇〇学園の理事（監事）に就任することを承諾します。	
任期 自 年 月 日 至 年 月 日	

Ⅲ 作成例 8

<h2>役員退任書</h2>	
年 月 日	
学校法人〇〇学園 理事長 氏 名 様	
	住 所 氏 名
このたび〇〇〇〇のため、〇年〇月〇日をもって理事（監事）を退任したいので届け出ます。	



## 履 歴 書

本 籍

現 住 所

氏 名

生年月日

### 学 歴

〇〇 年 月 日 〇〇大学〇〇学部卒業

〇〇 年 月 日 〇〇大学大学院博士課程修了

### 職 歴

〇〇 年 月 日 〇〇大学〇〇学部講師 (〇〇 年 月 日まで)

〇〇 年 月 日 同 助教授 (〇〇 年 月 日まで)

〇〇 年 月 日 同 教授 (現在に至る)

〇〇 年 月 日 〇〇学園理事就任 (現在に至る)

### 賞 罰

特になし

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

(注)

- 1 学校名、就職先、役職名等については正式な名称を用いること。
- 2 職歴は継続して記載すること。他の学校法人の役員歴についても併せて記載すること。
- 3 就職、就任の期間が明らかになるように記載すること。

Ⅲ 作成例 10

## 誓 約 書

( 氏名 ) について、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 五 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

年 月 日

学校法人〇〇学園  
理事長 氏 名

## 宣 誓 書

理 事 氏 名  
 理 事 氏 名  
 理 事 氏 名  
 理 事 氏 名  
 理 事 氏 名  
 理 事 氏 名  
 監 事 氏 名  
 監 事 氏 名

上記の理事及び監事のうち、〇〇〇〇が〇〇〇〇の〇〇である以外は、

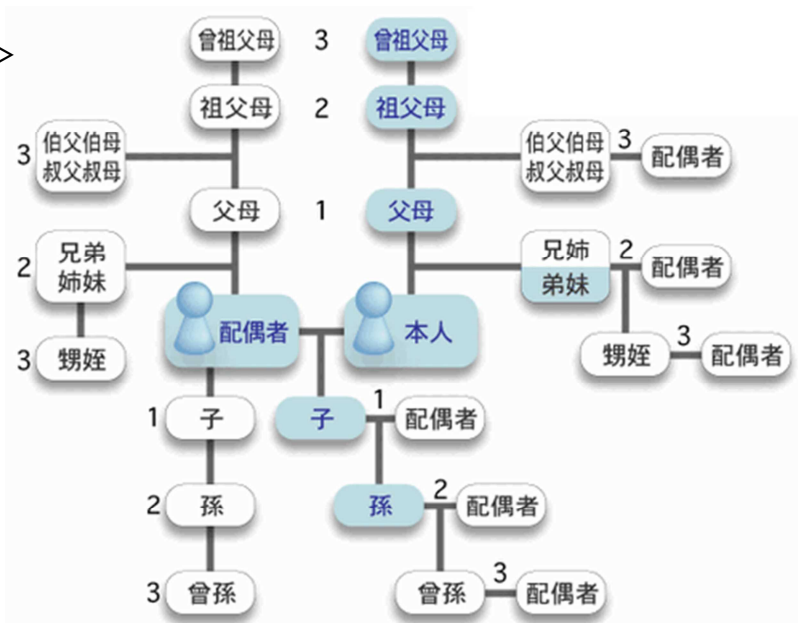
{ 親族その他特殊の関係がある者 }  
 { 配偶者又は3親等以内の親族 } が含まれていないことを宣誓します。

年 月 日

学校法人〇〇学園  
 理事長 氏 名

- (注) 1 カッコ内は、寄附行為の規定と一致する方を選択してください。  
 2 学校法人設立時は「理事長」を「設立代表者」に変更してください。

<参考：3親等内親族図>



## 宣 誓 書

監 事 氏 名  
監 事 氏 名

上記監事は、  
〔 本法人の理事の親族その他特殊の関係がある者ではなく、本法人の理事、  
評議員又は職員（学校の教職員を含む）  
〔 本法人の理事、評議員又は職員（学校の教職員を含む）

と兼ねていないことを宣誓します。

年 月 日

学校法人〇〇学園  
理事長 氏 名

- (注) 1 カッコ内は、寄附行為の規定と一致する方を選択してください。  
2 学校法人設立時は「理事長」を「設立代表者」に変更してください。

## 学校医（学校歯科医、学校薬剤師）の就任承諾書

年 月 日

学校法人〇〇学園

理事長 氏 名 様〈注①〉

住 所

診療機関名

氏 名

〇〇学校設置認可の上は、学校医（学校歯科医、学校薬剤師）に就任することを承諾します。

（注）

1 幼稚園の場合は、「学校」を「幼稚園」と読み替える。

① 本申請を学校法人寄附行為認可申請と同時に行う場合は、設立代表者名、設置者が個人の場合は設置者名とすること。

## 財 産 目 録

総括表

1	資 産	金	円
	内 (1) 基本財産	金	円
	(2) 運用財産	金	円
	〔 (3) 収益事業用財産	金	円 〕
2	負 債	金	円
3	正味財産	金	円

1 資 産

(1) 基本財産

ア 土 地

m<sup>2</sup>

円

種 別	所 在 地	面 積	価 額	備 考
建物敷地				
運動場				
計		0.00	0	

イ 建 物

m<sup>2</sup>

円

種 別	所 在 地	構 造	面 積	価 額	備 考
校(園)舎					
体育館					
計			0.00	0	

ウ 構 築 物

件

円

名 称	所 在 地	数 量	価 額	備 考
計		0.00	0	

エ 教育研究用機器備品

円

名 称	数 量	価 額	備 考
計	0.00	0	

オ その他の機器備品

円

名 称	数 量	価 額	備 考
計	0.00	0	

カ 図 書

円

名 称	数 量	価 額	備 考
計	0.00	0	

キ その他の基本財産

円

種 別 又 は 名 称	数 量	価 額	備 考
計	0.00	0	

(2) 運用財産

ア 現金、預金

円

種 別	金 額	預 入 先	備 考
普通預金			
定期預金			
現 金			
計			

イ 積立金

円

種 別	金 額	預 入 又 は 信 託 先	備 考
計			

ウ 有価証券

円

銘 柄	券 面 金 額	数 量	取得価額又は評価額	取得年月日	利回り又は配当率
計		0.00	0		

エ 出資金

円

名 称	数 量	金 額	出 資 先	備 考
計	0.00	0		

オ 土地、建物、構築物等

(基本財産の土地、建物等の場合に準じて作成すること。)

カ その他運用財産 円

種 別 又 は 名 称	数 量	金額又は評価額	備 考
計			

[(3) 収益事業用財産((1)、(2)に準じて作成のこと。)]

2 負 債

(1) 固定負債 円

種 別	金 額	使 途	償 還 期 限	利 率	備 考
長期借入金					
計					

(2) 流動負債 円

種 別	金 額	使 途	償 還 期 限	利 率	備 考
短期借入金					
前受金					
未払金					
計					

3 借用財産

(1) 土 地

種 別	所 在 地	面 積	借 用 先	借 用 条 件 等	備 考
計					

(2) 建 物

種 別	所 在 地	構 造	面 積	借 用 先	借 用 条 件 等	備 考
計						

(3) その他

種 別 又 は 名 称	数 量	借 用 先	借 用 条 件 等	備 考
計				

(注)

- 1 財産目録の評価額は、学校法人会計基準第25条及び第26条に基づいて評価すること。
- 2 面積は小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで表示する。
- 3 借用財産がある場合は、土地(建物その他)賃借契約書の写しを添付すること。また、学校法人設立と同時に借用を予定している場合は、賃借及び地上権設定についての同意書の写しを添付すること。
- 4 長期・短期借入金の種別欄には、借入用途ごとに各々の借入先を記載すること。



## 寄付申込書

年 月 日

学校法人〇〇学園

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名

印 (実印)

学校法人〇〇学園設立の上は、下記のことを寄付します。

### 記

- 1 土 地 〇〇㎡ 〇〇市〇〇町〇〇番地
- 2 建 物 〇〇㎡ 〇〇市〇〇町〇〇番地 鉄筋コンクリート造2階建
- 3 構築物、教育研究機器備品、その他の機器備品及び図書 別紙目録のとおり
- 4 有価証券 〇〇円 (額面)
- 5 現 金 〇〇円

### (注)

- 1 寄付金品の品目、数量を明確に記載すること。
- 2 地方公共団体からの寄付については、当該団体の議決書の写しを添付すること。
- 3 他の法人からの寄付については、当該法人の定款又は寄附行為及び寄附に関する決議書の写しを添付すること。
- 4 個人からの寄付については、寄附者の資産の状況を明らかにする預金残高証明書その他の資料を添付すること。(多額寄附者のみ対象とする。)
- 5 寄付申込者の印鑑登録証明書を添付すること。

## 預金証明書

金 円也

上記金額を 年 月 日現在当行において普通預金勘定でお預かりしている  
ことを証明します。

年 月 日

〇〇〇〇 様

〇〇市〇〇町〇〇番地  
株式会社〇〇銀行〇〇支店  
支店長 氏 名 印

(注)

- 1 不動産以外の重要な財産の所属についての銀行等の証明書類の作成例である。
- 2 本様式は、銀行等の定める預金残高証明書をもって替えることができる。

## 価格評価書

1 土地 m<sup>2</sup> 円

所在地	面積	価額
	m <sup>2</sup>	円

2 建物 m<sup>2</sup> 円

所在地	構造	面積	価額
		m <sup>2</sup>	円

3 構築物 件 円

名称	数量	価額
		円

4 教育研究用機器備品 点 円

品名	数量	価額
		円

5 その他の機器備品 点 円

品名	数量	価額
		円

Ⅲ 作成例 17

6 図 書 冊 円

7 その他の基本財産 点 円

品 名	数 量	価 額
		円

上記のとおり評価します。

年 月 日

評価人

住 所

職

氏 名 印

(注)

- 1 評価人は、市町に設置している評価委員会、不動産鑑定士、銀行等をいい、当該学校法人与特殊な関係にあるものであってはならない。
- 2 財産目録に取得価額を記載した資産については、価格評価書の代わりに売買契約書の写し、領収書の写し等取得価額を証する書類を添付すれば良い。

### ○年度収支予算書(決算書)

(1) 資金収支計算書

収入の部

科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
学 生 生 徒 納 付 金 収 入				0
授 業 ( 保 育 ) 料 収 入				0
入 学 金 ( 入 園 料 ) 収 入				0
実 験 実 習 料 ( 教 材 費 ) 収 入				0
施 設 設 備 資 金 収 入				0
				0
手 数 料 収 入				0
入 学 ( 入 園 ) 検 定 料 収 入				0
証 明 手 数 料 収 入				0
				0
寄 付 金 収 入				0
特 別 寄 付 金 収 入				0
一 般 寄 付 金 収 入				0
				0
補 助 金 収 入				0
国 庫 補 助 金 収 入				0
県 補 助 金 収 入				0
市 町 村 補 助 金 収 入				0
				0
資 産 運 用 収 入				0
受 取 利 息 配 当 金 収 入				0
施 設 設 備 利 用 料 収 入				0
				0
資 産 売 却 収 入				0
不 動 産 売 却 収 入				0
有 価 証 券 売 却 収 入				0
				0
事 業 収 入				0
補 助 活 動 収 入				0
収 益 事 業 収 入				0
				0
雑 収 入				0
退 職 金 財 団 からの 受 入 収 入				0
廃 品 売 却 収 入				0
雑 収 入				0
				0

## (1) 資金収支計算書

## 収入の部

科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
借 入 金 等 収 入				0
長期借入金収入				0
短期借入金収入				0
学校(園)債収入				0
前 受 金 収 入				0
授業(保育)料前受金収入				0
入学金(入園料)前受金収入				0
実験実習料(教材費)前受金収入				0
施設設備資金前受金収入				0
そ の 他 の 収 入				0
〇〇引当特定預金からの繰入収入				0
前期末未収入金収入				0
貸付金回収収入				0
預り金受入収入				0
資 金 収 入 調 整 勘 定				0
期末未収入金				0
前期末前受金				0
前年度繰越支払資金				0
収 入 の 部 合 計	0	0	0	0

(注) 必要に応じて、科目を変更、省略又は追加して作成すること。



支出の部

科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇 〇 幼 稚 園	総 額
施 設 関 係 支 出				0
土 地 支 出				0
建 物 支 出				0
構 築 物 支 出				0
建 物 仮 勘 定 支 出				0
設 備 関 係 支 出				0
教育研究用機器備品支出				0
その他の機器備品支出				0
図 書 支 出				0
車 両 支 出				0
資 産 運 用 支 出				0
有価証券購入支出				0
〇〇引当特定預金への繰入支出				0
収益事業元入金支出				0
出 資 金 支 出				0
そ の 他 の 支 出				0
貸付金支払支出				0
前払金支払支出				0
前期末未払金支払支出				0
預り金支払支出				0
予 備 費				0
資 金 支 出 調 整 勘 定				0
期 末 未 払 金				0
前 期 末 前 払 金				0
次年度繰越支払資金				0
収 入 の 部 合 計	0	0	0	0

(注)必要に応じて、科目を変更、省略又は追加して作成すること。



III 作成例18

(2) 事業活動収支計算書						
科	目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額	
事業活動収入の部	学生生徒納付金収入					
	授業(保育)料収入					
	入学金(入園料)収入					
	実験実習料(教材費)収入					
	施設設備資金					
	手数料収入					
	入学(入園)検定料					
	試験料					
	証明手数料					
	寄付金収入					
	特別寄付金					
	一般寄付金					
	現物寄付					
	補助金収入					
	国庫補助金					
	県補助金					
	市町村補助金					
	付随事業収入					
	補助活動収入					
	附属事業収入					
	受託事業収入					
	雑収入					
施設設備利用料						
廃品売却収入						
雑収入						
教育活動収入計						
教育活動収支	科目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額	
	人件費					
	教員人件費					
	職員人件費					
	役員報酬					
	退職金					
	退職給与引当金繰入額					
	教育研究経費					
	消耗品費					
	光熱水費					
	旅費交通費					
	奨学費					
	減価償却費					
	管理経費					
	消耗品費					
	光熱水費					
	旅費交通費					
	…					
…						

(2) 事業活動収支計算書

科	目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額	
	雑費					
	減価償却費					
	徴収不能額等					
	徴収不能引当金繰入額					
	徴収不能額					
	教育活動支出計					
	教育活動収支差額					
教育活動外収支	事業活動収入の部					
	科	目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額
	受取利息・配当金					
	その他の受取利息・配当金					
	その他の教育活動外収入					
	収益事業収入					
	教育活動外収入計					
	事業活動支出の部					
	科	目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額
	借入金等利息					
	借入金利息					
	学校債利息					
	その他の教育活動外支出					
教育活動外支出計						
経常収支差額						
特別収支差額	事業活動収入の部					
	科	目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額
	資産売却差額					
	その他の特別収入					
	施設設備寄付金					
	現物寄付					
	施設設備補助金					
	過年度修正額					
	特別収入計					
	事業活動収入の部					
	科	目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額
	資産処分差額					
	その他の特別支出					
災害損失						
過年度修正額						
特別支出計						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計						
当年度収支差額						
前年度繰越収支差額						
基本金取崩額						
翌年度繰越収支差額						
事業活動収入計						
事業活動支出計						

(注)

- この表に掲げる科目に計上すべき金額が無い場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
- この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

## 創立費調書

年度

区分	契約等の内容				財源				支払状況		備考	
	契約(寄附 申込)年月日	契約(寄付) 相手方氏名	面積・ 数量等	契約(寄 付)金額	備考	自己資金	寄付金	借入金	その他	支払(予定) 年月日		支払(予定) 金額
土地			校地 m <sup>2</sup>	円		円	円	円			円	
建物												
構築物												
教育研究用 機器備品												
その他の 機器備品												
図書												
その他												
合計												

(注) 1 学校法人の設立又は学校の設置等に要する一切の施設・設備の取得及びその財源について、年度ごとに作成すること。

2 財源のうち現物寄付については、( ) 内に外書きすること。

3 「契約等の内容」欄中の「備考」には、土地にあつては物件所在地、建物にあつては種別(校舎○号館など)・構造・工期を記入すること。



### 貸借対照表

資産の部				
科 目	法 人 本 部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総 額
固 定 資 産				0
有 形 固 定 資 産				0
土 地				0
建 物				0
構 築 物				0
教育研究用機器備品				0
管理用機器備品				0
図 書				0
車 両				0
建 物 仮 勘 定				0
				0
特定資産				0
退職給与引当特定資産				0
減価償却引当特定資産				0
第3号基本金引当特定資産				0
				0
その他の固定資産				0
借 地 権				0
電 話 加 入 権				0
施 設 利 用 権				0
ソ フ ト ウ ェ ア				0
有 価 証 券				0
収 益 事 業 元 入 金				0
長 期 貸 付 金				0
				0
流 動 資 産				0
現 金 預 金				0
未 収 入 金				0
短 期 貸 付 金				0
有 価 証 券				0
				0
資 産 の 部 合 計	0	0	0	0

III 作成例21

負債の部				
科目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額
固定負債				0
長期借入金				0
学校債				0
長期未払金				0
退職給与引当金				0
流動負債				0
短期借入金				0
1年以内償還予定学校債				0
手形債務				0
未払金				0
前受金				0
預り金				0
負債の部合計	0	0	0	0
純資産の部				
科目	法人本部	〇〇高等学校	〇〇幼稚園	総額
基本金の部				0
第1号基本金				0
第2号基本金				0
第3号基本金				0
第4号基本金				0
繰越収支差額				0
翌年度繰越収支差額				0
純資産の部合計	0	0	0	0
負債及び純資産の部合計	0	0	0	0

注記 重要な会計方針

重要な会計方針の変更等

減価償却額の累計額の合計額

徴収不能引当金の合計額

担保に供されている資産の種類及び額

翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

注 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額が無い場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。

2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

Ⅲ 作成例22(その1)

## 施設・設備調書

1 校地面積 (単位: m<sup>2</sup>)

区 分	所 在 地	計 画 面 積	備 考
校(園)舎敷地			
屋外運動場			
その他の校地			
合 計			

(注)借用部分の面積は、上段に( )で内書きすること。

2 校(園)舎等の内訳

区 分	室 数	計画面積(m <sup>2</sup> )	備 考
普通教室			
特別教室			
準備室			
校長室			
職員室			
事務室			
図書室・図書館			
保健室			
実習工場			
屋内運動場			
講 堂			

### Ⅲ 作成例22(その1)

そ の 他			
合 計			

(注)

- 1 複数の建物がある場合は、その合計面積を記入すること。3についても同じ。
- 2 区分については学校、幼稚園の施設状況に応じて適宜必要な項目とすること。  
3, 4, 5についても同じ。

#### 3 その他の建物の内訳

区 分	棟 数	計画面積(m <sup>2</sup> )	備 考
寄 宿 舎			
職 員 住 宅			
部 室			
駐 輪 場			
そ の 他			
合 計			

(注)借用部分の面積は、上段に( )で内書きすること。

#### 4 設備

名 称	数 量	備 考
プ ー ル		
飲 料 水 用 設 備		



### Ⅲ 作成例22(その1)

#### 5 校具及び教具

名称	数量	備考	名称	数量	備考

(注)備考欄には、自己所有、購入予定の別等を記入すること。

(注)新たに学校を設置する場合に作成すること。

III 作成例22(その2)

## 施設・設備調書

1 校地面積 (単位: m<sup>2</sup>)

区 分	所 在 地	変 更 後	変 更 前	備 考
校(園)舎敷地				
屋外運動場				
その他の校地				
合 計	/			

(注)借用部分の面積は、上段に( )で内書きすること。

2 校(園)舎等の内訳

区 分	変 更 後		変 更 前		備 考
	室 数	面 積 ( m <sup>2</sup> )	室 数	面 積 ( m <sup>2</sup> )	
普通教室					
特別教室					
準備室					
校長室					
職員室					
事務室					
図書室・図書館					
保健室					
実習工場					
屋内運動場					
講 堂					
そ の 他	/		/		
合 計					

(注)区分については学校、幼稚園の施設状況に応じて適宜必要な項目とすること。  
3、4、5についても同じ。

III 作成例22(その2)

3 その他の建物の内訳

区 分	変 更 後		変 更 前		備 考
	棟 数	面 積 ( m <sup>2</sup> )	棟 数	面 積 ( m <sup>2</sup> )	
寄 宿 舎					
職 員 住 宅					
部 室					
駐 輪 場					
そ の 他					
合 計					

(注)借用部分の面積は、上段に( )で内書きすること。

4 設備

名 称	変 更 後 数 量	変 更 前 数 量	備 考
プ ール			
飲 料 水 用 設 備			

5 校(園)具及び教具

名 称	変 更 後 数 量	変 更 前 数 量	備 考	名 称	変 更 後 数 量	変 更 前 数 量	備 考

(注)備考欄には、自己所有、購入予定の別等を記入すること。



## 校 舎 明 細 表

校 舎 別 ( 構 造 )	室 番 号	区 分	面 積      m <sup>2</sup>	
〇〇校舎1階 (鉄筋)	1	校 長 室		
	2	職 員 室		
	3	事 務 室		
	4	保 健 室		
	5・6	応 接 室		
	7・8	会 議 室		
	9	〇〇教室		
	10	〇〇準備室		
	11・12	便 所		
	13・14	物 置		
			廊下その他	
			計	
〇〇校舎2階 (鉄筋)	1～6	普 通 教 室		
	7	〇〇教室		
	8	〇〇準備室		
	9	〇〇実習室		
	10	図 書 室		
	11・12	便 所		
			廊下その他	
			計	
...	...	...		
			廊下その他	
			計	
...	...	...		
			廊下その他	
			計	
(鉄筋)		講 堂		
(鉄筋)		体 育 館		
校 舎	合 計			

(注)室番号は建物平面図に記載する各部屋の番号と一致させること。

Ⅲ 作成例24（その1：高等学校用）

### 学級編制表

（ 課程）

学科別	1年		2年		3年		計	
	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
合計								

（注）小・中学校の場合は、これに準ずること。

Ⅲ 作成例24（その2：幼稚園用）

### 学級編制表

年齢区分	園則学級数・定員		初年度		第2年度		第3年度	
	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数
満3歳児								
3歳児								
4歳児								
5歳児								
合計								

Ⅲ 作成例24（その3：専修学校・各種学校用）

### 学級編制表

課 程	学科別	昼夜 区分	1 年		2 年		3 年		4 年		計	
			学級数	定 員	学級数	定 員	学級数	定 員	学級数	定 員	学級数	定 員
課 程												
課 程												
合 計		/										

III 作成例25

## 教 職 員 組 織 表

職 名	申 請 年 度			初 年 度			2 年 度			3 年 度		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校（園）長												
教 頭												
教 諭												
助 教 諭												
養 護 教 諭												
養護助教諭												
講 師												
実習助手												
事 務 員												
用務員等												
校 医 等												
計												
教職員数の変動 （対前年度）	採 用											
	退 職 等											
	身 分 切 替 え											

(注)

「教職員数の変動」の欄は、例えば「専任英語教諭1名」「非常勤理科講師から専任教諭へ1名」のように記載すること。

幼稚園、専修・各種学校の場合も職名に応じて同様の記載を行うこと。





Ⅲ 作成例27

人 件 費 内 訳 表

(単位:円)

区分	職名	氏名	職務内容	人 件 費 総 額 ( 年 額 )					
				本俸	諸手当	期末勤勉手当	小計	所定福利費	合計
教 員									
				小 計					
職 員									
			小 計						
			合 計						

(注)資金収支予算書の「教員人件費支出」及び「職員人件費支出」の内訳を記入すること。





# IV 【 証 明 願 】 編



IV 様式 1

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

法 人 名

理 事 長 氏 名

## 証 明 願

登録免許税の非課税による登記申請をしたいので、次の物件が登録免許税法第4条第2項の規定による別表第3の1の2の第3欄の第1号<注①>に該当するものであることを証明願います。

- 1 学校用地 所在地  
地 目  
面 積
- 2 建 物 所在地  
家屋番号  
種 類  
構 造  
床面積 1階  
2階

### [添付書類]

- 1 権利の取得を証する書類
  - (1) 寄付の場合は寄付申込書等の写し
  - (2) 売買の場合は売買契約書の写し
  - (3) 新築の場合は建物の表示登記の謄本
  - (4) 農地等を校地にする場合は農地法の規定による許可書等の写し
- 2 写真（新築の場合のみ）

### (注)

- 1 提出部数2部。ただし、添付書類は1部で可。
- 2 本証明願の物件に関して、「校地校舎等に関する権利の取得届」又は「校舎等の新築（改築・増築）届」が事前に提出されていなければならない。
- 3 書類の下部は6cm程度空欄にしておくこと。
  - ① 建物の場合は「第1号」、土地の場合は「第2号」、建物・土地両方の場合は「第1号及び第2号」とすること。

**留意事項**

○ **登録免許税の非課税について**

登録免許税法では、学校法人（準学校法人）が自己のために行う下記の登記等については、非課税としています。

**【建物】**

校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。）

**【土地】**

校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記



#### IV 様式2

所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人の主たる事務所の所在地

法 人 名 称

代 表 者 の 氏 名

当法人は、所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることの証明をお願いします。

#### [添付書類]

- 1 寄附行為
- 2 寄附金募集要綱等の寄付に関する書類
- 3 生徒・園児募集要項（入学・入園案内等）

#### 特定公益増進法人とは？

公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人（私立学校法第3条に規定する学校法人で一定のもの等）。

当該法人に対する個人及び法人からの寄附金については、所得税法及び法人税法上、一定の優遇措置が設けられています。

なお、本証明書の有効期間は5年間で、自動更新されません。有効期間経過後も引き続き特定公益増進法人となるためには、再度、所轄庁からの証明を受ける必要があります。

IV 様式2の1 (特定公益増進法人)

「所得税法施行令第217条第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書」に係る寄付金募集実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

学校法人の主たる事務所の所在地

法 人 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

年 月 日付け総教私第 - 号で、当法人が所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる法人であることの証明を受けましたが、この証明書の有効期限が満了しましたので、この期間に募集した寄付金の額及びその用途を別添のとおり報告します。

## 寄付金募集実績報告書

### 1 寄付金の募集期間

年 月 日～ 年 月 日

### 2 募金額

円（募集目標額） 円（達成率 %）

（内訳）

個人	件	円
法人	件	円
計	件	円

### 3 使途

〇〇〇に充当	円
×××に充当	円
―――に充当	円
計	円

（注）

寄付金の募集活動を行っていない場合は、募集目標額及び達成率は記入する必要はありません。

（備考）別途作成したものがあれば、それをもって報告書としてもかまいません。

IV 様式3の1 (相続税関係)

租税特別措置法施行令第40条の3第1号の3、第3号又は第4号に掲げる法人であることの証明申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
学校法人名  
理事長 氏 名

当法人は、租税特別措置法施行令第40条の3第4号（私立学校法第3条（第64条第4項）に規定する学校法人で、学校の設置を主たる目的とするもの）に掲げる法人であることの証明をお願いします。

[添付書類]

- 1 寄附行為
- 2 贈与財産の概要
- 3 学則（全校分）※

※ 私立学校法第3条に規定する学校法人で、学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のみを設置する法人については、添付不要

## 贈与財産の概要

1 財産の明細

(内容、価格、件数について具体的に記載してください。)

2 財産の使用目的

(いつ、どのように使用するかを明記してください。)

3 寄付者の氏名

(寄付者氏名、故人の氏名、死亡日を記載してください。)

[記載形式] 寄付者氏名 (故人の氏名 : 死亡日 年 月 日)

4 学校法人と寄付者の関係

(寄付者及び故人と学校法人との間の関係、経緯について記載してください。寄付者が学校法人の理事、評議員、職員等関係者であるか否かについても明記してください。また、当該寄付によって寄付者が学校法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益を付与されないことも明記してください。)

5 寄付者の相続税申告書提出期限 年 月 日

(原則として相続の開始した日又は遺贈が生じた日の翌日から10ヶ月。申告期限後の提出を税務署が了解している場合はその旨を併せて記載してください。)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
法人名  
理事長  
設立登記日

年 月 日

## 税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第二号に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

#### 1. 申請する要件

- <絶対値要件（要件1）>第二号イ（2）に規定された要件
- <相対値要件（要件2）>第二号イ（1）に規定された要件

#### 2. 実績判定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

#### 3. 添付書類

##### <絶対値要件（要件1）>

- 寄附者名簿（要件1）（様式）
- 絶対値要件（要件1）チェック表（様式）
- 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5000人未満の事業年度がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料（現行の学則、園則等）
  - ※ 実績判定期間内に定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付して下さい。
- 実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合は、当該事業年度の公益目的事業費用等の合計額がわかる資料（事業活動収支計算書等）

##### <相対値要件（要件2）>

- 寄附者名簿（要件2）（様式）
- 相対値要件（要件2）チェック表（様式）
- 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等  
（チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等）

以上

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第二号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

## ＜絶対値要件(要件1)チェック表＞

### 概要(必須)

法人名													
実績判定期間	平成	年	4	月	1	日	～	令和	年	3	月	31	日
実績判定期間における月数			ヶ月	(注) 実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。									

### 要件チェック

(以下「判定基準寄附者数」が年平均100件以上かつ「寄附金額」が年平均300,000円以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。)

判定基準寄附者数(年平均)		寄附金額(年平均)	
---------------	--	-----------	--

※ 実績判定期間内に設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度又は公益目的事業費用等の合計額が1億円未満である事業年度がある場合、当該年度の判定寄附者数の計算方法が異なります(以下、入力項目2、3の記載が必要となります)。

### 入力項目1(必須)

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
設置する学校等の定員等の総数(※1)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
公益目的事業費用等の額の合計額(※2) (1億円以上の場合は"1億円"と文字を記入)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
判定基準寄附者数(実際の寄附者数)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
(A) 緩和要件1に基づく判定基準寄附者数 (定員等の総数が5,000人未満)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
(B) 緩和要件2に基づく判定基準寄附者数 (公益目的事業費用等の合計額が1億円未満)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
判定基準寄附者数 (A)、(B)のいずれか多い方)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
寄附金額(円)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

※ 実績判定期間内の事業年度全てについて、寄附金額を記載してください。

※ 寄附金額には、手引きにおいてカウント出来るとされている寄附金の総計を記載してください。

### 入力項目2(以下に該当する場合)

(設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合)

定員等の総数(人)	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
大学(短期大学含む)・高等専門学校	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
専修学校・各種学校	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高等学校	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
中学校	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
小学校	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼保連携型認定子ども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
その他	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度について、定員等の内訳を下記に記載してください。

※ 定員等の総数が5,000人以上の事業年度については、内訳を記載する必要はありません。

### ＜相対値要件(要件2)チェック表＞

法人名													
実績判定期間	平成	年	4	月	1	日	～	令和	年	3	月	31	日

受入寄附金総額(必須) … ①		0 円
控除金額	一人当たりの基準限度超過額の合計額(必須) … ②	0 円
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1,000円未満のもの額(必須) … ③	0 円
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額(必須) … ④	0 円
差引金額 [①－(②+③+④)] … ⑤		0 円
国等からの補助金等の額 … ⑥ <small>(※当欄又は⑩欄のいずれかのみに記載可能。当欄に記載する場合は⑤欄の額が上限)</small>		0 円
<b>寄附金等収入金額 (⑤+⑥)</b>		<b>0 円</b>

総収入金額(必須) … ⑦ <small>(「消費収支計算書」における「帰属収入」の額です。)</small>		0 円
控除金額	国等からの補助金等の額 … ⑧ <small>(※当欄又は⑥欄のいずれかのみに記載できます。)</small>	0 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額 … ⑨	0 円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額 … ⑩	0 円
	資産の売却収入で臨時的なもの金額 … ⑪	0 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額 … ⑫	0 円
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額 … ⑬	0 円
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額 … ⑭	0 円
<b>経常収入金額(※) [⑦－(⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)]</b> <small>※ 「総収入金額」から各控除金額を控除した値</small>		<b>0 円</b>

<b>＜判定式＞ 寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 =</b>
----------------------------------





**寄附者名簿**  
(租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号イ(1)に規定する書類)

法人名		事業年度	平成〇〇年4月1日 ~ 平成〇〇年3月31日
-----	--	------	------------------------

- ※ ①寄附者の氏名又は名称、②住所又は事務所の所在地、③受領した寄附金額、④受領年月日の全てが記載してある必要があります。
- ※ 本名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所の所在地に保存する必要があります。
- ※ **学校法人の役員(理事、監事等)、他の寄附者と生計を一にする者、法人の本店以外(支店)**が含まれる場合、「備考」欄に記入してください。

No.	寄附者の氏名 又は名称	寄附者区分	住所又は 事務所の所在地	寄附金額(円)	基準限度額	基準限度超過額	受領年月日	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
合	計			0円		0円		

## 税額控除に係る証明申請 チェック項目

### 【申請書】

- 法人の名称、代表者氏名、設立登記日の記載があるか
- 申請要件、添付書類の該当部分にチェックが入っているか
- 実績判定期間として適切な期間を記載しているか
- 情報公開に係る制約の一文が記載されているか

### 【寄附者名簿・チェック表（要件1）】

- （実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある法人の場合）設置する学校等の定員等について学則等の添付がされているか
- （実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある法人の場合）当該事業年度の事業活動収支計算書
- 寄附者名簿に記載されている個人及び法人について、必要な項目（住所、寄附金額、受領年月日）は記載されているか
- 各事業年度の役員一覧を記載しているか
- 学校法人の役員等について、その旨を寄附者名簿の備考欄に記載しているか
- 同一生計者や3,000円未満の寄附者、法人格の無い任意団体をカウントしていないか
- 入学時の寄附金をカウントしていないか

### 【寄附者名簿・チェック表（要件2）】

- 寄附者名簿について、記載されている個人及び法人の必要な項目（住所、寄附金額、基準限度額、基準限度超過額）は記載されているか
- チェック表について、国等からの補助金の額を受入寄附金総額、総収入金額の2ヶ所に計上していないか
- 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が20%以上であるか
- 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等を添付しているか

IV 様式5

					年	月	日
静岡県知事	氏		名	様			
					所	在	地
					法	人	名
					理	事	長
				氏		名	
							〈注①〉
<b>証 明 願</b>							
<p>〇〇学校の〇〇〇〇〇〇のために必要であるので、当学校が学校教育法第1条の学校 〈注②〉として〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により、静岡県知事の認可を受けて いることを証明願います。</p>							

(注)

- 1 提出部数2部。
- 2 幼稚園の場合は「学校」を「幼稚園」と読み替える。
- 3 上記例のほか証明が必要な場合は、上記に準じ、その目的、証明事項を明記して証明願を提出すること。
- 4 書類の下部は6cm程度空欄にしておくこと。
  - ① 設置者が個人の場合は、住民票に記載された住所、氏名を記載すること。
  - ② 専修学校については「学校教育法第124条の専修学校」、各種学校については「学校教育法第134条の各種学校」とすること。

IV 様式6

		年	月	日
静岡県知事	氏		名	様
		所在地		
		法人名		
		理事長	氏	名
				〈注①〉
<b>証 明 願</b>				
<p>学校継続指定申請のため、〇〇〇〇〈注②〉に提出する必要があるため、別添学則が〇〇〇学校の届出済のものであることを証明願います。</p>				

(注)

- 1 提出部数1部、学則2部（正本1部、副本1部）。但し、1度に複数の提出先がある場合は、証明を希望する部数（正本）に1部（副本）を加えた学則を添付すること。
- 2 添付する学則の正本は、提出先に応じて袋とじをすることとし、県で保存する副本については不要。
- 3 上記の理由のほか学則証明が必要な場合は、上記に準じ、その必要理由、提出先を明記して証明願を提出すること。
  - ① 専修・各種学校において設置者が個人の場合は、住民票に記載された住所、氏名を記載すること。
  - ② 提出先の企業名を記載すること。



V 【 そ の 他 】 編





総教私第 162 号  
令和元年 6 月 5 日

小・中・高等学校設置法人理事長 様

静岡県文化・観光部総合教育局私学振興課長

私立小・中・高等学校の納付金引上げに係る事前説明について（通知）

このことについて、平成 4 年 11 月 9 日付け学第 647 号で依頼し、平成 6 年 2 月 16 日付け学第 830 号で事前説明書の様式の改定を行っておりますが、平成 27 年度からの学校法人会計基準改正を踏まえ、別添のとおり様式を改定しましたのでお知らせします。

記

【主な改正点】

- (1) 事前説明書様式
  - ・学校法人会計基準改正を踏まえ、費目名、指標等の修正を行いました。
- (2) 相談時期（期限）
  - ・翌年度募集要項への掲載等、対外的な広報を行う場合には、それ以前に事前相談してください。

担 当 指導班  
電 話 054-221-2937  
E-mail shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp

様式 1

年 月 日

静岡県スポーツ・文化観光部総合教育局私学振興課 様

学校法人名

理 事 長

氏

名

印

私立高等学校（中学校・小学校）における生徒納付金改定に関する事前説明書

高等学校（中学校・小学校）名	
担当者職・氏名	
電 話 番 号	

## 納付金改定理由書

- 1 納付金の改定理由を次の中から選んでください。
  - ① 施設・設備及び校地の充実
  - ② 経常的経費の増加への対応
  - ③ その他
- 2 上記の改定理由、改定予定額等について、具体的に説明してください。
  - (1) 改定理由
  - (2) 改定による収入増見込額
  - (3) 上記収入増加分の支出充当科目

過去の生徒納付金の推移及び来年度の改定予定額

【学科名】

区分	納付金の種類	年度 (円)	年度 (円)	年度 (円)	年度 (円)	本年度(A) (円)	改定予定年度 (B) (円)	改定差額(C) (B)-(A) (円)	改定率 (C)/(A) ×100 (%)
入学時 納付金	入学費								
	施設費								
	その他 ( )								
毎月納付金 (月額)	授業料	1年							
		2年							
		3年							
	施設費	1年							
		2年							
		3年							
	実験実習費	1年							
		2年							
		3年							
保健衛生費	1年								
	2年								
	3年								
図書費	1年								
	2年								
	3年								
その他 ( )	1年								
	2年								
	3年								
その他 手数料等	入学検定料								
	その他 ( )								

(注) 1 学校・コースごとに納付金が異なる場合には、異なる学科・コースごとに、本表を作成してください。  
(併設校からの入学者についても、同様とします。)  
2 表中「本年度」とは、事前説明を行う年度を刺します。(以下の様式についても同じ)

様式 4

生徒数の推移及び見込み

(単位：人)

学科名		年度	年度	年度	本年度	年度
	1年					
	2年					
	3年					
	4年					
	5年					
	6年					
	1年					
	2年					
	3年					
	1年					
	2年					
	3年					
	1年					
	2年					
	3年					
合計	1年					
	2年					
	3年					

- (注) 1 合計欄は高等学校のみ記入してください。  
 2 併設校からの入学者については( )書きに記入してください。  
 3 各年5月1日現在数を記入してください。

教職員数・人件費の推移及び見込み

(単位：人)

教職員数		年度	年度	年度	本年度	年度
教員計						
	専任教員					
	兼任教員					
	非常勤教員					
職員計						
	専任職員					
	兼任職員					
	非常勤職員					
合 計						

(単位：千円)

教職員人件費		年度	年度	年度	本年度	年度
教員人件費						
	本務教員					
	本俸					
	期末手当					
	その他の手当					
	所定福利費					
	兼務教員					
職員人件費						
	本務職員					
	本俸					
	期末手当					
	その他の手当					
	所定福利費					
	兼務職員					
役員報酬支出						
退職金支出						
退職給与引当金繰入金						
合 計						

事業活動収支決算及び見込み

(単位：円)

科	目	年度	年度	年度	本年度	年度
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒納付金収入				
		授業(保育)料収入				
		入学金(入園料)収入				
		実験実習料(教材費)収入				
		施設費				
		その他				
		手数料収入				
		入学(入園)検定料				
		その他				
		寄付金収入				
		補助金収入				
		県経常費補助金				
		その他				
		付随事業収入				
		雑収入				
	教育活動収入計	0	0	0	0	0
	事業活動支出の部	人件費				
		教育研究経費				
		管理経費				
		徴収不能額等				
教育活動支出計		0	0	0	0	0
教育活動収支差額		0	0	0	0	0
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金				
		その他の教育活動外収入				
		教育活動外収入計	0	0	0	0
	事業活動支出の部	借入金等利息				
		その他の教育活動外支出				
		教育活動外支出計	0	0	0	0
教育活動外収支計		0	0	0	0	0
経常収支差額		0	0	0	0	0
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額				
		その他の特別収入				
		特別収入計	0	0	0	0
	事業活動支出の部	資産処分差額				
		その他の特別支出				
		特別支出計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	0

科 目	年度	年度	年度	本年度	年度
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計					
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額					
事業活動収入計	0	0	0	0	0
事業活動支出計	0	0	0	0	0

※ 基本金組入額内訳

第1号基本金					
借入金返済					
施設関係					
設備関係					
第2号基本金					
第3号基本金					
第4号基本金					
その他( )					
計	0	0	0	0	0

(改定しなかった場合、額の変化する科目について、以下の該当欄に記入してください。)

学生生徒納付金収入	—	
手数料収入		
その他( )		
その他( )		
その他( )		
当年度収支差額		
前年度繰越収支差額		
翌年度繰越収支差額		
教育活動収入－事業活動支出		

【作成上の注意事項】

- (1) 前年度以前は決算額、本年度は当初予算額ではなく、決算見込額を記入すること。
- (2) 学生生徒納付金収入は、様式4に対応したものとすること。
- (3) 手数料収入は、生徒数減に対応したものとすること。
- (4) 寄付金は、特別の寄付金募集の計画が無ければ、平均的な額を記入すること。  
(過去何年かの平均、前年度決算額と同額など)
- (5) 県経常費補助金は、前年度決算額と同額を記入すること。
- (6) 人件費は、様式5に対応したものとすること。
- (7) 教育研究経費は、様式7に対応したものとすること。
- (8) 管理経費は、様式8に対応したものとすること。
- (9) 上記以外の項目については、各学校の事情に合わせて積算すること。
- (10) 見込額については、各科目ごとの算出方法について説明できるようにしておくこと。



教育研究経費内訳

(単位：円)

教育研究経費	年度	年度	年度	本年度	年度
教育研究経費計					
消耗品費					
光熱水費					
旅費交通費					
奨学費					
印刷製本費					
研究費					
研修費					
出版物費					
生徒厚生費					
教育活動行事費					
支払報酬料					
通信費					
修繕費					
諸会費					
損害保険料					
委託費					
支払手数料					
会議費					
賃借料					
公租公課					
補助活動費					
雑費					
減価償却費					

管理経費内訳

(単位：円)

管理経費	年度	年度	年度	本年度	年度
管理経費計					
消耗品費					
光熱水費					
旅費交通費					
福利費					
印刷製本費					
研修費					
出版物費					
支払報酬料					
通信費					
修繕費					
諸会費					
渉外費					
損害保険料					
委託費					
支払報酬料					
会議費					
賃借料					
広報費					
公租公課					
補助活動費					
雑費					
減価償却費					

施設・設備等の拡充計画及び実績

事業年度	事業名 (事業内容)	工期	事業費	財源内訳				借入金の内訳									
				2号基本金	補助金 (うち国庫)	寄付金	借入金	その他 (具体的に)	借入先	借入額	償還期間	改定年度の 償還額					

(注) 1 納付金を財源として充当するものについて記入してください。  
 2 詳細な説明資料があれば、添付してください。

様式10

貸借対照表（抜粋）

（単位：円）

区分		前年度末
その他の 固定資産	有価証券	
	減価償却引当特定預金・資産	
	施設設備拡充特定預金・資産	
	特定預金・資産	
	特定預金・資産	
	特定預金・資産	
流動資産	現金預金	
	有価証券	
固定負債	長期借入金	
流動負債	短期借入金	
基本金	2号基本金	
収支差額	合 計	

## 事業活動収支計算書関係財務比率

(単位：%)

		年度	年度	年度	年度	年度
収支状況	基本組入後収支比率	事業活動支出 — 事業活動収入－基本組入額				
	事業活動収支差額比率	基本組入前当年度収支差額 — 事業活動収入				
	経常収支差額比率	— 経常収支差額 — 経常収入				
	教育活動収支差額比率	— 教育活動収支差額 — 教育活動収入計				
学生生徒等納付金状況	学生生徒等納付金比率	— 学生生徒等納付金 — 経常収入				
補助金の比重	経常補助金比率	— 教育活動収支の補助金 — 経常収入				
	人件費依存率	— 人件費 — 学生生徒等納付金				
人件費の比重、水準	人件費比率	— 人件費 — 経常収入				
	教育研究経費比率	— 教育研究経費 — 経常収入				
経費の比重、水準	管理経費比率	— 管理経費 — 経常収入				
	借入金等利息比率	— 借入金等利息 — 経常収入				

(注) 本表は、様式6、7と対応させること。





## 私立学校関係事務の手引き

—— 第三次改訂版 ——

令和4年4月

**編集・発行** 静岡県スポーツ・文化観光部  
総合教育局私学振興課  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6  
TEL 054-221-7816